

大津市国民保護計画

【資料編】

平成22年4月

大津市

大津市国民保護計画 資料編

目 次

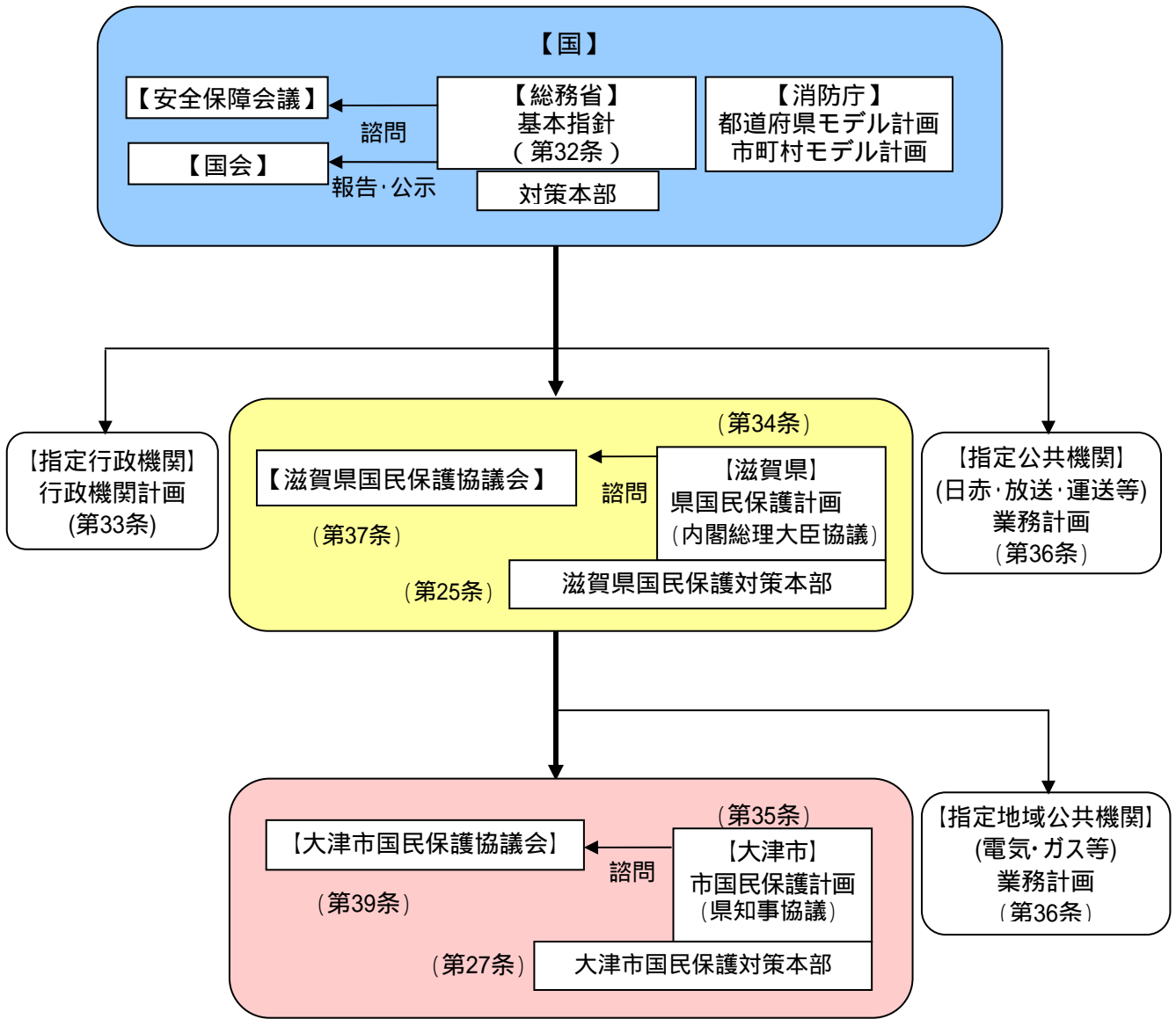
【資料1	国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等の関係】	1
【資料2	関係機関の連絡先】	2
	【指定行政機関等】	
	【指定地方行政機関等】	
	【主な指定公共機関】	
	【指定地方公共機関】	
	【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】	
	【消防機関】	
	【その他の関係機関】	
【資料3	地勢】	5
【資料4	降水量と平均気温】	6
	〔大津〕 準平年値（1979～2000の22年間）	
	〔南小松〕 準平年値（1979～2000の22年間）	
【資料5	学区別人口】	7
【資料6	主要道路及び鉄道網】	8
【資料7	原子力発電所と市域との位置関係図】	9
【資料8	市の体制】	10
【資料9	市国民保護対策本部等の任務分担表】	11
	【市国民保護対策本部にかかる部局別の任務分担表】	
【資料10	市消防機関の連絡先】	16
【資料11	初動体制連絡系統図】	17
【資料12	市の通信体制】	18
	【大津市防災行政無線施設】	
	【大津市MCA無線施設】	
【資料13	警報の発令等の流れ】	20
【資料14	安否情報関連】	21
	【安否情報の収集・整理・提供の流れ】	
	【様式第1号】安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
	【様式第2号】安否情報収集様式（死亡住民）	
	【様式第3号】安否情報報告書	
	【様式第4号】安否情報照会書	
	【様式第5号】安否情報回答書	
【資料15	被災情報の報告様式】	27
【資料16	避難の指示の流れ】	28
【資料17	輸送力に関する情報・輸送施設に関する情報】	29
	【指定公共機関】 鉄道、バス、運輸	
	【指定地方公共機関】 バス、運輸、船舶	

【資料18 緊急輸送道路関係】	3 1
【緊急輸送道路に関する連絡防災拠点】	
【緊急輸送道路ネットワーク計画設定路線】	
【資料19 避難施設関係】	3 3
【小・中学校】	
【高校】	
【幼稚園】	
【市民センターほか】	
【資料20 生活関連等施設の種類及び所管省庁、市内施設数】	3 7
【資料21 現地調整所の組織編成例等】	3 8
【現地調整所の組織編成例】	
【現地調整所の性格について】	
【資料22 市が警報を伝達または通知する仕組】	3 9
【資料23 市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】	4 0
【資料24 救援の実施の流れ】	4 1
【資料25 退避の指示の一例】	4 2
【資料26 あらかじめ定めた様式】	4 3
【資料27 身分証明書のひな型】	4 4
【参考資料 関係機関との協定一覧（防災における協定）】	4 5

参考文献

【参考文献 1 大津市国民保護協議会条例】	1
【参考文献 2 大津市国民保護対策本部及び大津市緊急対処事態対策本部条例】	2
【参考文献 3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）】	3
【参考文献 4 ジュネーヴ諸条約及び追加議定書の主な内容】	5
【参考文献 5 武力紛争の際の文化財の保護のための条約（抄）】	1 0

【資料1 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等の関係】



【資料2 関係機関の連絡先】

【指定行政機関等】

機関名	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-3581-1513	03-3581-3907
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111 (代表)	03-5229-2136
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6433	03-3506-6267
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728
公安調査庁	総務部総務課企画調整室	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-2827	03-3592-6605
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8240	03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2290	03-6734-3689
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2806	03-6734-3811
厚生労働省	社会・援護局総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2612	03-3503-3099
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2368	03-6744-2396
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2368	03-6744-2396
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2368	03-6744-2396
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1327	03-3501-1704
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2669	03-3501-2305
中小企業庁	長官官房参事官室	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1768	03-3501-6801
原子力・保安院	企画調整課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1568	03-3580-8490
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8888	03-5253-8891
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1	029-864-6900	029-864-1807
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1563
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9822	03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3580-1373	03-3509-6485
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー (代表)	03-3507-8800	

【指定地方行政機関等】

名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
近畿財務局天津財務事務所	総務課	大津市御陵町3-5	522-3765	525-3433
近畿農政局滋賀農政事務所	総務課	大津市打出浜3-49	522-4261	523-1824
滋賀労働局	総務課	大津市御幸町6-6	522-6647	522-6442
森林管理局	近畿中国森林管理局 滋賀森林 管理署	大津市瀬田三丁目40-18	544-3871	
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所	大津市黒津四丁目 5-1	546-0844	
	瀬田川出張所	大津市黒津四丁目 2-1	546-0006	
	田上砂防出張所	大津市枝二丁目 1-33	546-1103	
	大戸川ダム工事事務所	大津市大萱一丁目 19-32	545-5675	
	滋賀国道事務所	大津市竜が丘 4-5	523-1741	
	堅田維持出張所	大津市本堅田四丁目 15-3	572-1580	
自衛隊滋賀地方協力本部	総務課	大津市打出浜13-39	524-6446	524-7717
陸上自衛隊第3戦車大隊	第3係	高島市今津町平郷995	0740-22-2581	

【主な指定公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
西日本電信電話株式会社 滋賀支店	災害対策担当	大津市浜大津1-1-26	510-0961	510-0959
日本赤十字社滋賀県支部	事業推進課	大津市京町4-3-38滋賀合同ビル内	522-6758	523-4502
日本放送協会大津放送局	編成企画	大津市打出浜3-30	521-3088	521-3089
関西電力株式会社滋賀営業所	総務・広報グループ	大津市におの浜4-1-51	522-2626	527-5809
西日本旅客鉄道株式会社京都支社	施設課	京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5	075-682-8031	075-682-8033
京阪電気鉄道株式会社 大津鉄道事業部	運輸課	大津市錦織二丁目7-16	522-4521	525-8468
郵便事業株式会社 大津支店	業務企画室	大津市打出浜1-4	524-2002	522-0522
独立行政法人 水資源機構	琵琶湖開発総合管理所アクア琵琶（管理：琵琶湖河川事務所）	大津市黒津四丁目2-2	546-7348	
	琵琶湖開発総合管理所	大津市堅田二丁目1-10	574-0680	
西日本高速道路株式会社 関西支社栗東管理事務所	総務課	栗東市小野758	552-2284	
日本通運株式会社大津支店	総務課	栗東市六地藏1070-1	554-9780	
西日本ジェイアールバス株式会社	総務部	大阪市此花区北港1-3-23	06-6466-8651	06-6466-7310
京阪バス株式会社	大津営業所	大津市石山寺4-1-10	531-2121	

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
社団法人滋賀県医師会	庶務課	栗東市糺1-10-7医協ビル内	514-8711	552-9933
社団法人滋賀県エルピーガス協会	総務部	大津市松本1-2-20 農業教育情報センター内	523-2892	523-2884
琵琶湖汽船株式会社	運航営業部	大津市浜大津5-1-1	522-4115	524-7896
びわ湖放送株式会社	総務編成局総務部	大津市鶴の里16-1	524-0151	524-0167
江若交通株式会社	総務課	大津市真野1-1-62	573-2701	573-2706
滋賀県道路公社	道路部	大津市松本1-2-1	524-0141	524-5531
株式会社工フエム滋賀	企画管理部	大津市西の庄19-10	527-0814	527-0836

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
防災危機管理局（滋賀県国民保護協議会事務局）	大津市京町四丁目1-1	528-3435	528-4994	AS0005@pref.shiga.lg.jp
知事直轄組織（企画調整課）	大津市京町四丁目1-1	528-3310	528-4830	AE00@pref.shiga.lg.jp
総務部（人事課）	大津市京町四丁目1-1	528-3151	528-4815	BC00@pref.shiga.lg.jp
県民文化生活部（県民生活課）	大津市京町四丁目1-1	528-3411	528-4840	CD00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部（環境政策課）	大津市京町四丁目1-1	528-3350	528-4844	DE00@pref.shiga.lg.jp
健康福祉部（健康福祉政策課）	大津市京町四丁目1-1	528-3511	528-4850	EA00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部（商工政策課）	大津市京町四丁目1-1	528-3711	528-4870	FA00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部（農政課）	大津市京町四丁目1-1	528-3811	528-4880	GA00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部（監理課）	大津市京町四丁目1-1	528-4110	524-0943	HA00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局（管理課）	大津市京町四丁目1-1	528-4311	528-4920	KA00@pref.shiga.lg.jp
企業庁（総務課）	大津市京町四丁目1-1	528-4410	528-4930	NA01100@pref.shiga.lg.jp
議会事務局（総務課）	大津市京町四丁目1-1	528-4081	528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会（教育総務課）	大津市京町四丁目1-1	528-4510	528-4950	MA00@pref.shiga.lg.jp
警察本部（警備第二課）	大津市打出浜1-10	522-1231	522-1267	PA18@pref.shiga.lg.jp
大津警察署	大津市打出浜12-7	522-1234		
大津北警察署	大津市真野二丁目20-23	573-1234		

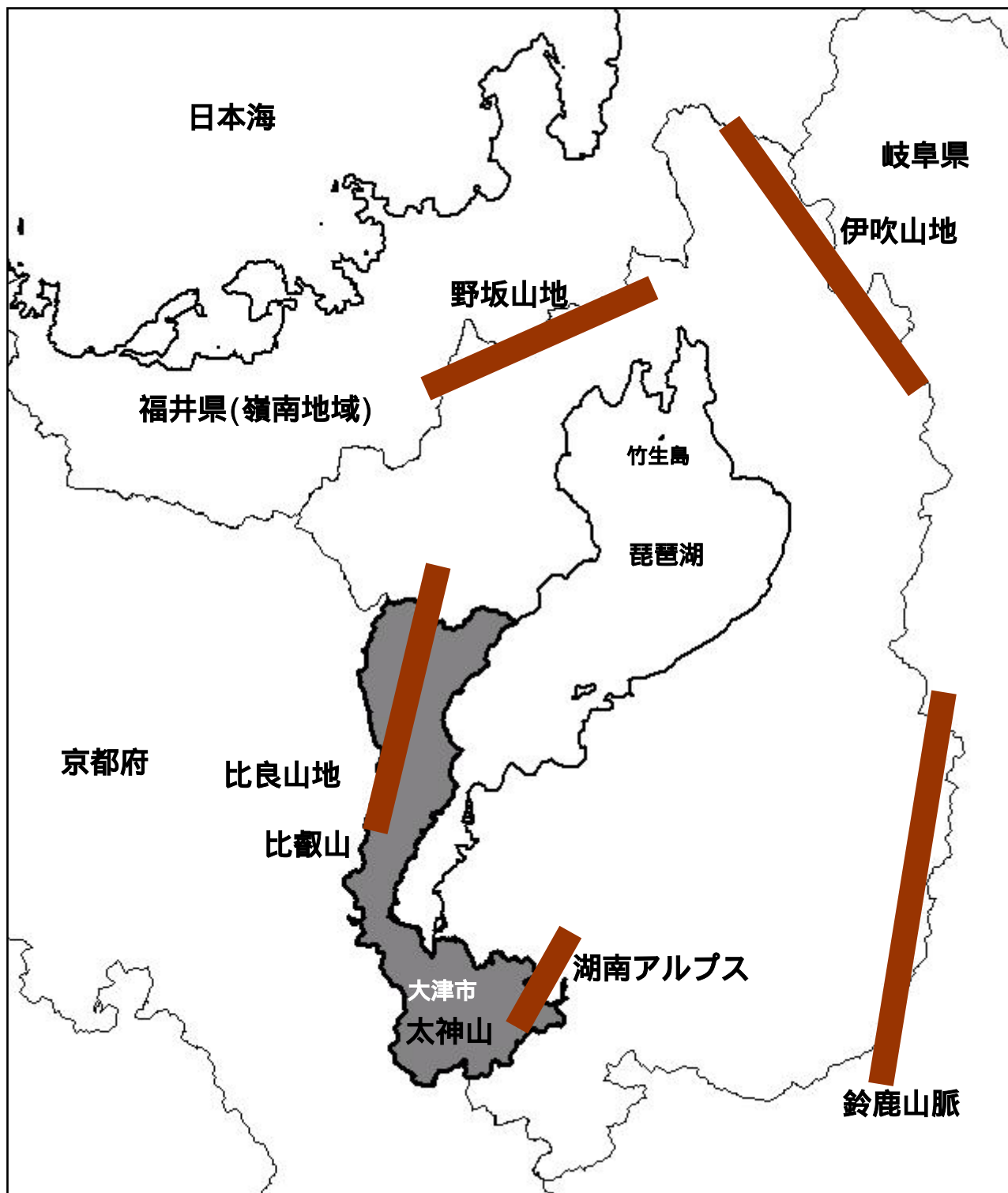
【消防機関】

名称	担当部署	市町名	所在地	電話番号	FAX 番号
大津市消防局	警防課	大津市	大津市御陵町 3-1	525-9903	522-4657
湖南広域消防局	防災指導課	草津市、守山市、 栗東市、野洲市	栗東市小柿 3-1-1	552-8824	552-0988
甲賀広域行政組合 消防本部	危機管理対策室	湖南市、甲賀市	甲賀市水口町水口 6218	0748-63-7931	0748-63-7940
東近江行政組合 消防本部	警防課	近江八幡市、 竜王町、東近江市、 日野町、安土町	東近江市東今崎町 5-33	0748-22-7604	0748-23-7608
愛知郡広域行政組合 消防本部	警防課	愛荘町 東近江市湖東地区 東近江市愛東地区	東近江市小八木町 1-6	0749-45-4120	0749-45-4122
彦根市消防本部	警防課	彦根市、多賀町、 豊郷町、甲良町	彦根市西今町 415	0749-22-0119	0749-27-0119
湖北地域消防本部	警防課	長浜市、米原市、 虎姫町、湖北町、 高月町、木之本町、 余呉町、西浅井町	長浜市平方町 1135	0749-62-0444	0749-65-4450
高島市消防本部	警防課	高島市	高島市今津町日置前 5150	0740-22-1234	0740-22-5199

【その他の関係機関】

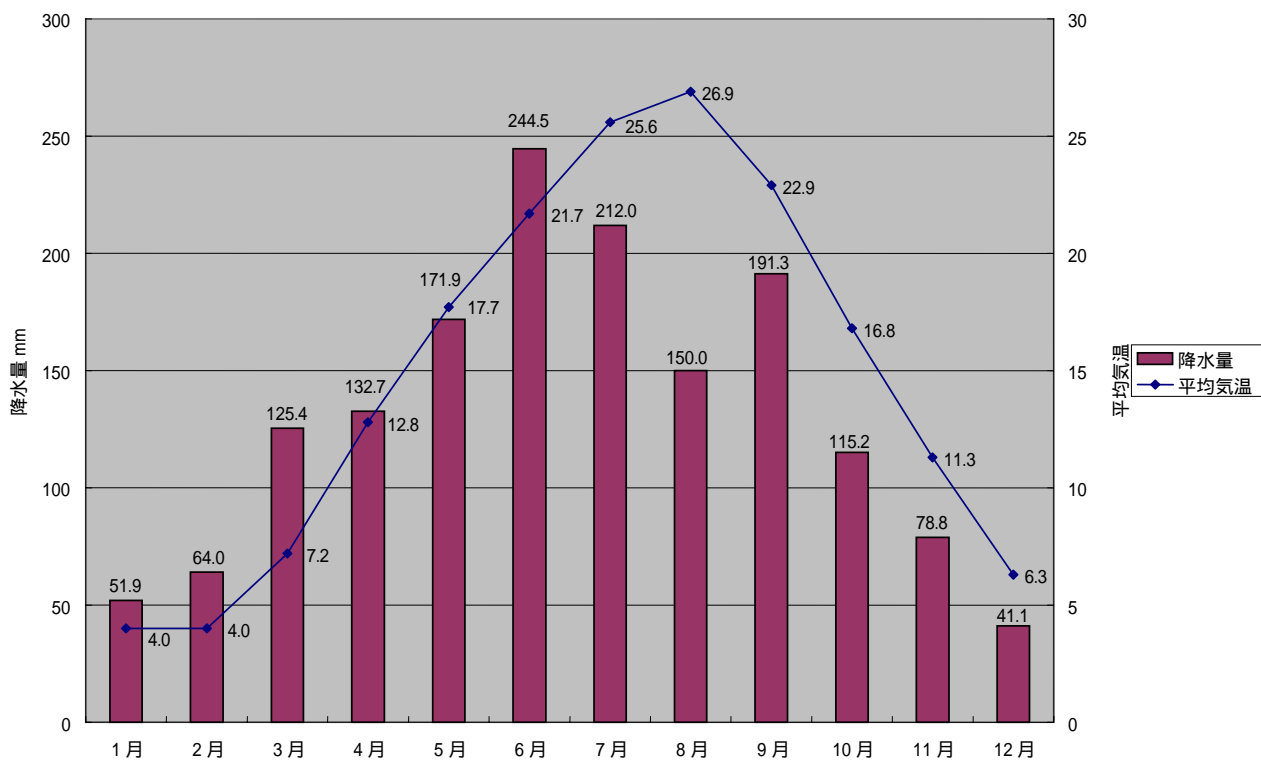
名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
滋賀県市長会	事務局	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	524-4610	523-2354
滋賀県町村会	事務局	大津市京町 4-3-38 滋賀合同ビル内	526-2222	526-1279
財団法人滋賀県消防協会	事務局	大津市京町 3-4-22 滋賀会館内	522-1965	526-1039
社団法人滋賀県歯科医師会	事務局	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	523-2787	523-2788
社団法人滋賀県病院協会	事務局	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	525-7525	525-5859
社団法人滋賀県私立病院協会	事務局	大津市真野 1-12-30	572-3825	573-8726
朝日新聞社大津総局	大津総局	大津市京町三丁目 5-12	524-6601	
毎日新聞社大津支局	大津支局	大津市打出浜 3-16	524-6655	
読売新聞社大津支局	大津支局	大津市打出浜 13-1	522-6691	
産経新聞社大津支局	大津支局	大津市中央一丁目 3-2	522-6628	
京都新聞滋賀本社	滋賀本社	大津市京町四丁目 3-33	523-3131	
中日新聞社大津支局	大津支局	大津市京町四丁目 4-23	523-3388	
日本経済新聞社大津支局	大津支局	大津市中央三丁目 1-8 第一生命ビル 8 階	522-4455	
共同通信社大津支局	大津支局	大津市京町四丁目 3-33	522-3762	
時事通信社大津支局	大津支局	大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 4 階	522-3915	
株式会社京都放送滋賀支社	滋賀支社	大津市京町四丁目 3-33	522-8317	
滋賀ヤサカ自動車株式会社	総務課	大津市湖城が丘 6-11	522-9500	
滋賀県高圧ガス地域防災協議会	県庁防災危機管理局内	大津市京町 4-1-1	528-3433	
社団法人滋賀県大津市医師会	事務局	大津市本宮二丁目 9-9	525-4104	
社団法人大津市歯科医師会	事務局	大津市京町四丁目 3-28	523-2787	
社団法人大津市薬剤師会	事務局	大津市皇子が丘二丁目 9-22	523-1641	

【資料3 地勢】

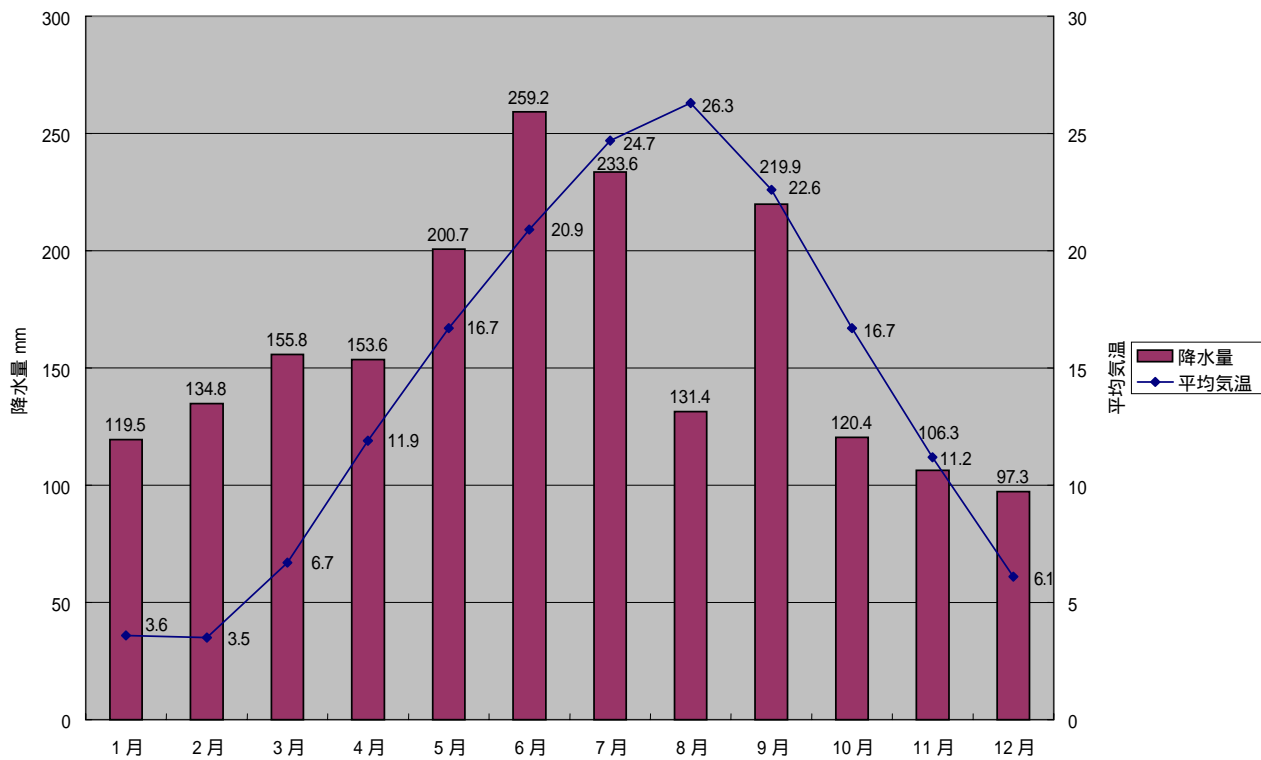


【資料4 降水量と平均気温】

〔大津〕 準平年値（1979～2000の22年間）



〔南小松〕 準平年値（1979～2000の22年間）



【資料5 学区別人口】

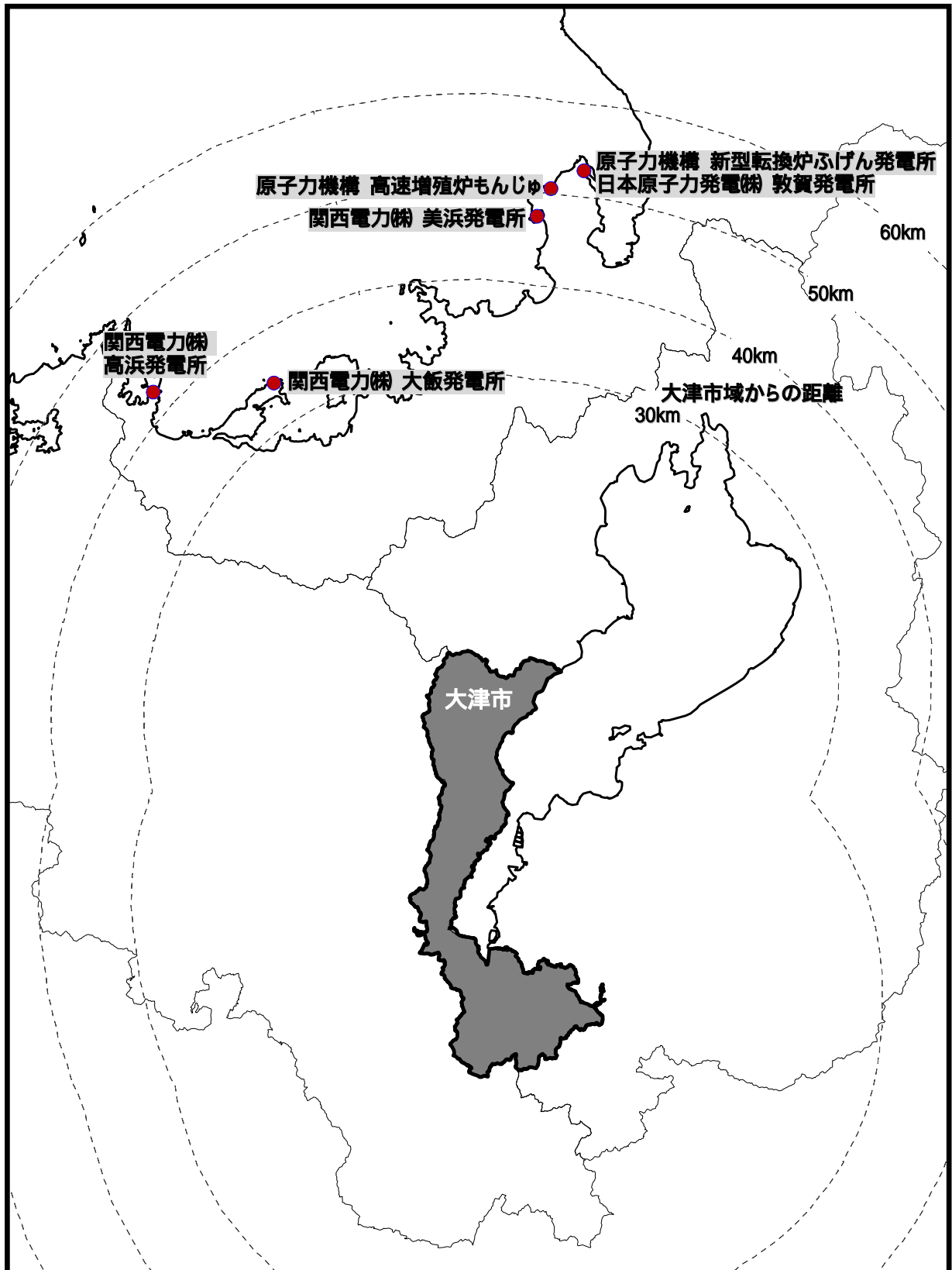
(平成21年4月1日現在人口)

学区名称	(全体)	(全体)			(日本人)			(外国人)		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	男性 (人)	女性 (人)	世帯数 (世帯)	男性 (人)	女性 (人)	世帯数 (世帯)	男性 (人)	女性 (人)
小松	4,312	1,672	2,081	2,231	1,644	2,068	2,215	28	13	16
木戸	4,673	1,678	2,250	2,423	1,658	2,238	2,412	20	12	11
和邇	9,118	3,150	4,423	4,695	3,113	4,398	4,667	37	25	28
小野	5,139	1,953	2,439	2,700	1,941	2,428	2,687	12	11	13
葛川	344	165	150	194	161	148	190	4	2	4
伊香立	2,556	891	1,242	1,314	884	1,236	1,313	7	6	1
真野	7,213	2,723	3,497	3,716	2,676	3,465	3,672	47	32	44
真野北	7,739	3,018	3,706	4,033	2,964	3,669	3,997	54	37	36
堅田	15,968	6,261	7,854	8,114	6,126	7,739	8,002	135	115	112
仰木	2,443	771	1,166	1,277	767	1,164	1,275	4	2	2
仰木の里	4,871	1,690	2,356	2,515	1,679	2,350	2,507	11	6	8
仰木の里東	8,469	2,819	4,158	4,311	2,785	4,133	4,275	34	25	36
雄琴	5,517	2,383	2,716	2,801	2,338	2,693	2,765	45	23	36
日吉台	4,264	1,683	1,986	2,278	1,665	1,977	2,267	18	9	11
坂本	9,794	4,080	4,733	5,061	4,025	4,692	5,026	55	41	35
下阪本	9,570	3,624	4,728	4,842	3,556	4,674	4,779	68	54	63
唐崎	15,985	6,540	7,645	8,340	6,416	7,556	8,210	124	89	130
滋賀	16,416	6,826	7,966	8,450	6,677	7,846	8,309	149	120	141
山中比叡平	3,165	1,306	1,494	1,671	1,259	1,459	1,641	47	35	30
藤尾	5,764	2,530	2,845	2,919	2,472	2,799	2,874	58	46	45
長等	12,163	5,509	5,869	6,294	5,408	5,811	6,225	101	58	69
逢坂	7,961	3,549	3,726	4,235	3,463	3,663	4,153	86	63	82
中央	5,183	2,487	2,461	2,722	2,438	2,427	2,700	49	34	22
平野	17,234	6,914	8,211	9,023	6,788	8,107	8,920	126	104	103
膳所	16,119	7,061	7,681	8,438	6,879	7,523	8,255	182	158	183
富士見	9,359	3,632	4,665	4,694	3,541	4,581	4,616	91	84	78
晴嵐	16,843	7,014	8,116	8,727	6,904	8,034	8,620	110	82	107
石山	11,166	4,741	5,373	5,793	4,600	5,274	5,660	141	99	133
南郷	9,879	3,862	4,763	5,116	3,828	4,743	5,086	34	20	30
大石	5,420	1,847	2,655	2,765	1,820	2,631	2,754	27	24	11
田上	11,730	4,214	5,781	5,949	4,154	5,735	5,896	60	46	53
上田上	2,413	804	1,131	1,282	788	1,125	1,267	16	6	15
青山	8,874	2,748	4,409	4,465	2,724	4,391	4,448	24	18	17
瀬田	10,903	4,323	5,410	5,493	4,223	5,358	5,411	100	52	82
瀬田南	15,670	6,289	7,599	8,071	6,172	7,515	7,974	117	84	97
瀬田東	14,433	5,698	7,145	7,288	5,497	6,980	7,177	201	165	111
瀬田北	15,671	6,427	7,799	7,872	6,110	7,540	7,626	317	259	246
合計	334,341	132,882	162,229	172,112	130,143	160,170	169,871	2,739	2,059	2,241

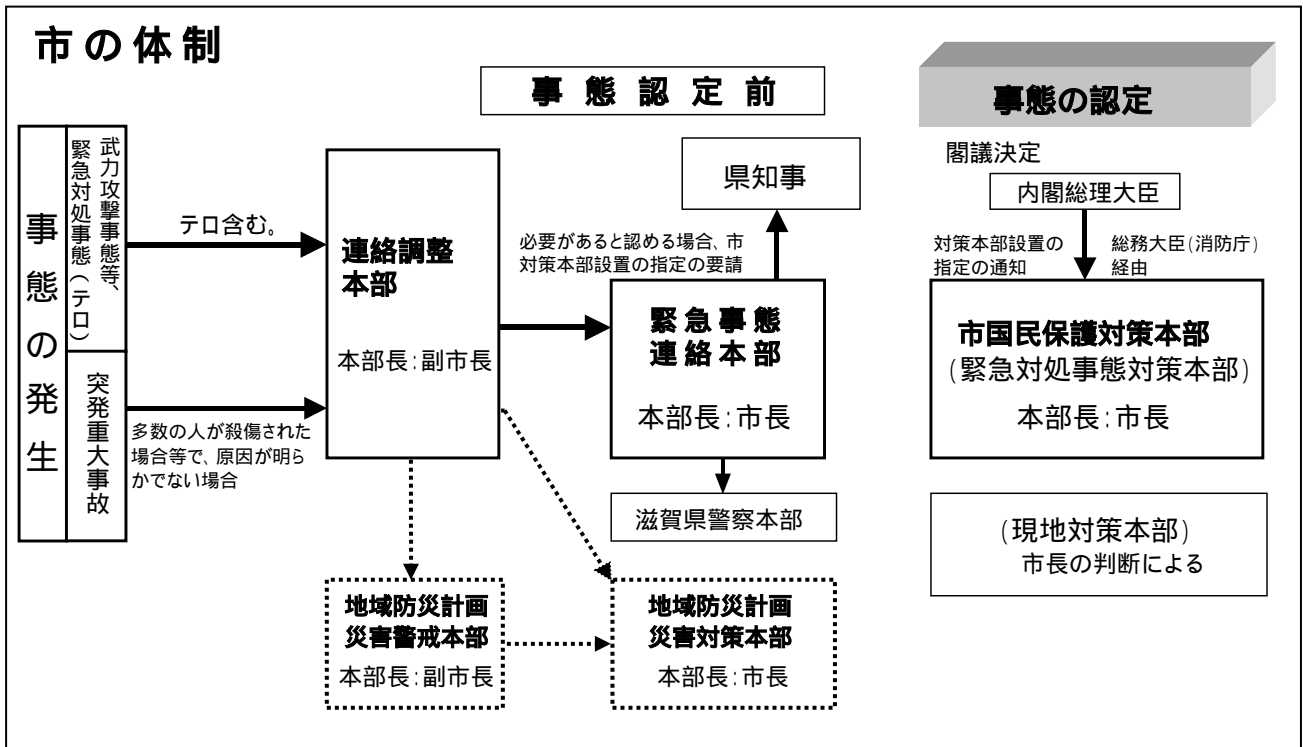
【資料6 主要道路及び鉄道網】



【資料7 原子力発電所と市域との位置関係図】



【資料8 市の体制】



【資料9 市国民保護対策本部等の任務分担表】

区分体制	体制配備の内容	各本部体制の関連部署		
		本部	本部事務局 本部補佐機能	対策機関 (部)
連絡調整本部	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監が判断し副市長が設置 事務局員が本部及び本部補佐機能を兼務できる 状況に応じ市の一部をもって対策機関の配備をする 対策機関は必要な人員を配し国保措置業務の準備と災害対策基本法に準ずる措置を行う 主に武力攻撃事態等の状況及び被害情報の収集 	副市長 技術統括監 政策調整部長 総務部長 危機管理監 市民部長 福祉子ども部長 健康保険部長 保健所長 建設部長 市民病院長 公営企業管理者 教育長 消防局長	事務局長 事務局員 統括班 広報班 情報通信班 庶務班	政策調整部 総務部 市民部 福祉子ども部 健康保険部 建設部 病院部 企業部 教育部 消防部
緊急事態連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監が判断し市長が設置 全本部員(部局長)を召集 指定する職員を本部員を通じ補佐機能にあたる 状況に応じ市の主力をもって対策機関の配備をする 対策機関は必要な人員を配し措置業務にあたる 	市長 副市長 技術統括監 政策調整部長 総務部長 危機管理監 市民部長 福祉子ども部長 健康保険部長 保健所長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 市民病院長 公営企業管理者 教育長 議会事務局長 消防局長	事務局長 事務局員 統括班 広報班 情報通信班 庶務班	政策調整部 総務部 市民部 福祉子ども部 健康保険部 産業観光部 環境部 都市計画部 建設部 病院部 企業部 教育部 議会部 消防部
対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 国からの指定により市長が設置 全本部員(部局長)を召集 全職員をもって対策機関の配備をする 対策機関の部局は、国民保護措置の業務を行う 	市長 副市長 技術統括監 政策調整部長 総務部長 危機管理監 市民部長 福祉子ども部長 健康保険部長 保健所長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 市民病院長 公営企業管理者 教育長 議会事務局長 消防局長	事務局長 事務局員 統括班 広報班 情報通信班 庶務班	政策調整部 総務部 市民部 福祉子ども部 健康保険部 産業観光部 環境部 都市計画部 建設部 病院部 企業部 教育部 議会部 消防部

【市国民保護対策本部にかかる部局別の任務分担表】

部局	国民保護措置に係る 対策機関体制業務	本部体制	各本部体制時の機関等設置		
			本部	事務局・本部補佐機能	対策機関（部）
政策調整部	<ul style="list-style-type: none"> 秘書に関すること 関係機関への連絡及び要請等に関すること 警報の伝達に関すること 情報処理に関すること 報道に関すること 災害復旧計画の総合調整に関すること 	連絡調整	副市長（本部長） 副市長（副本部長） 部長	事務局員 広報班（3名） 情報通信班（1名）	政策調整部 指名職員動員
		連絡 緊急事態	市長（本部長） 副市長（副本部長） 副市長（副本部長） 部長	事務局員 広報班（6名） 情報通信班（1名）	政策調整部 指名職員動員
		対策	市長（本部長） 副市長（副本部長） 副市長（副本部長） 部長	事務局員 広報班（6名） 情報通信班（1名）	政策調整部 全職員動員
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 総合調整に関すること 本部事務執行に関すること 財政措置に関すること 備蓄備品の管理調達及び役務に関すること 職員配備に関すること ボランティア及び義援金に関すること 市管財等に関すること 被害証明に関すること 税猶予に関すること 	連絡調整	部長 危機管理監	事務局長 事務局員 統括班（6名） 庶務班（2名）	総務部 指名職員動員
		連絡 緊急事態	部長 危機管理監	事務局長 事務局員 統括班（6名） 庶務班（2名）	総務部 指名職員動員
		対策	部長 危機管理監	事務局長 事務局員 統括班（6名） 庶務班（2名）	総務部 全職員動員
市民部	<ul style="list-style-type: none"> 支所区域内の総合調整に関すること 地域組織等との連絡調整に関すること 警報の伝達に関すること 被災情報の収集に関すること 一般避難所に関すること 備蓄備品の配給及び管理に関すること 遺体安置及び火葬等に関すること 	連絡調整	部長	事務局員 情報通信班（1名）	市民部 指名職員動員
		連絡 緊急事態	部長	事務局員 情報通信班（1名）	市民部 指名職員動員
		対策	部長	事務局員 情報通信班（1名）	市民部 全職員動員
福祉子ども部	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者（児童・子ども・障害者）への警報の伝達に関すること 要援護者（児童・子ども・障害者）の避難に関すること 生活支援に関すること 安否情報に関すること ボランティアに関すること 	連絡調整	部長	事務局員 情報通信班（1名）	福祉子ども部 指名職員動員
		連絡 緊急事態	部長	事務局員 情報通信班（1名）	福祉子ども部 指名職員動員
		対策	部長	事務局員 情報通信班（1名）	福祉子ども部 全職員動員

部局	国民保護措置に係る 対策機関係体制業務	本部体制	各本部体制時の機関等設置		
			本部	事務局・本部補佐機能	対策機関(部)
健康保険部	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者(高齢者・難病患者等)への警報の伝達に関する事 要援護者(高齢者・難病患者等)の避難に関する事 安否情報に関する事 医療助産救護及び薬剤に関する事 被災者の保健、衛生、栄養指導に関する事 保険料等猶予に関する事 公衆衛生及び防疫に関する事 有害物質等の調査対応に関する事 	連絡調整	部長 保健所長	事務局員 情報通信班(1名)	健康保険部 指名職員動員
		連絡 緊急事態	部長 保健所長	事務局員 情報通信班(1名)	健康保険部 指名職員動員
		対策	部長 保健所長	事務局員 情報通信班(1名)	健康保険部 全職員動員
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産の総合調整に関する事 備蓄備品の管理・調達・供給に関する事 企業・労働等の総合調整に関する事 観光施設等被害の情報収集に関する事 流通及び経済の安定確保に関する事 	連絡調整		事務局員 情報通信班(1名)	
		連絡 緊急事態	部長	事務局員 情報通信班(1名)	産業観光部 指名職員動員
		対策	部長	事務局員 情報通信班(1名)	産業観光部 全職員動員
環境部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理処分に関する事 し尿処理処分に関する事 有害物質等の調査対応に関する事 環境関係機関との連絡調整に関する事 	調整 連絡		事務局員 情報通信班(1名)	
		連絡 緊急事態	部長	事務局員 情報通信班(1名)	環境部 指名職員動員
		対策	部長	事務局員 情報通信班(1名)	環境部 全職員動員
都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> 建築等関係機関への連絡及び要請に関する事 避難誘導に関する事 危険箇所の把握に関する事 建物被害の調査・対応に関する事 仮設住宅設置等に関する事 被災地復興計画に関する事 	調整 連絡	技術統括監	事務局員 庶務班(1名)	
		連絡 緊急事態	技術統括監 部長	事務局員 庶務班(1名)	都市計画部 指名職員動員
		対策	技術統括監 部長	事務局員 庶務班(1名)	都市計画部 全職員動員
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集に関する事 輸送機関及び輸送路の確保に関する事 土木等関係機関への連絡及び要請に関する事 土地等の占有及び収用に関する事 土木の総合調整に関する事 公共建築被害の調査及び対応に関する事 	連絡調整	部長	事務局員 情報通信班(1名)	建設部 指名職員動員
		緊急事態 連絡	部長	事務局員 情報通信班(1名)	建設部 指名職員動員
		対策	部長	事務局員 情報通信班(1名)	建設部 全職員動員

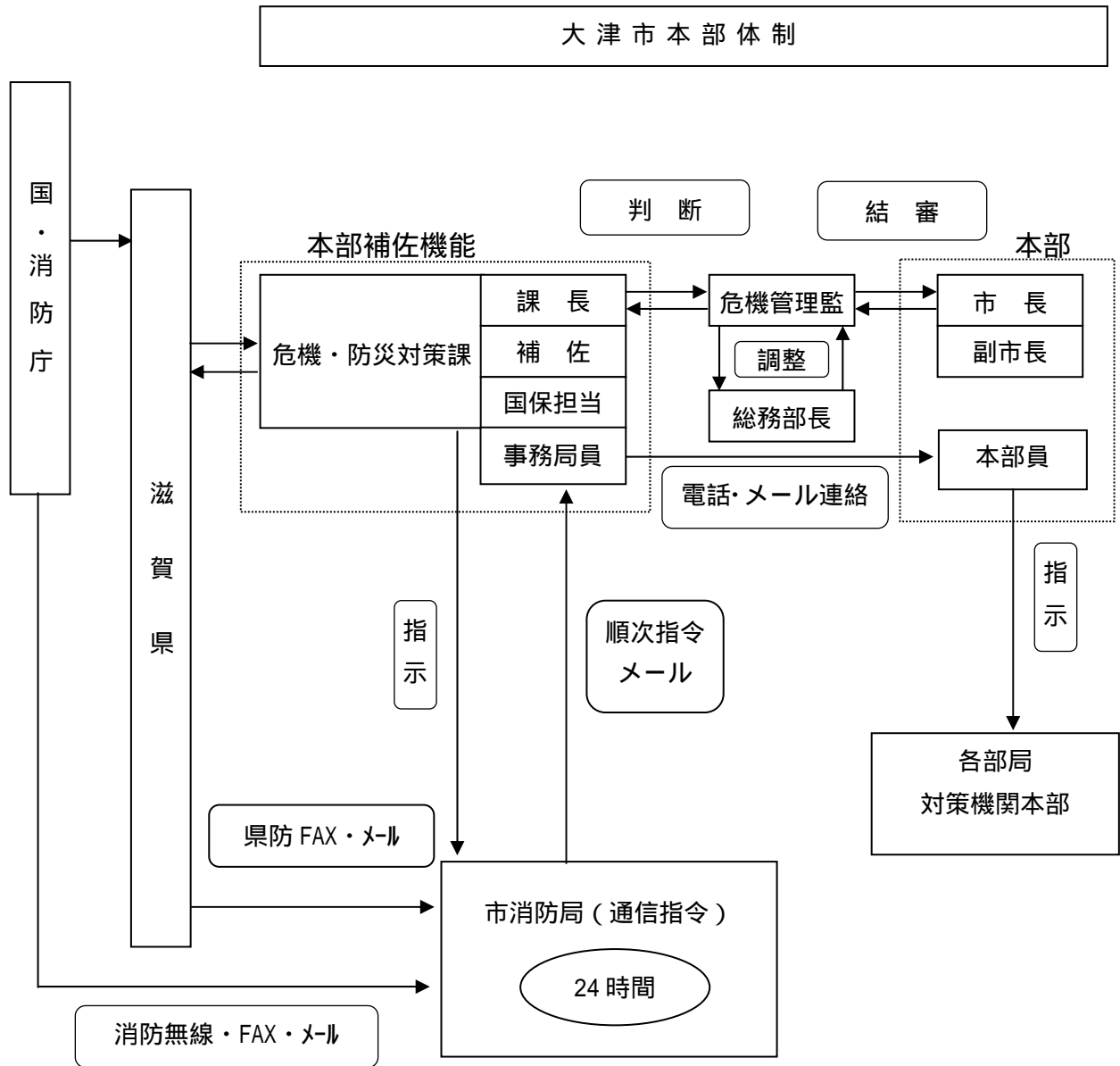
部局	国民保護措置に係る 対策機関体制業務	本部 区分	各本部体制時の動員表		
			本部	事務局・本部補佐機能	対策機関(部)
市民病院	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報に関すること 医療助産救護に関すること 医療関係機関への連絡調整に関すること 	調整 連絡	院長	事務局員 情報通信班(1名)	病院部 指名職員動員
		緊急 連絡 事態	院長	事務局員 情報通信班(1名)	病院部 指名職員動員
		対策	院長	事務局員 情報通信班(1名)	病院部 全職員動員
企業局	<ul style="list-style-type: none"> 水道・ガス・下水の総合調整に関すること 水道・ガス・下水の安定供給に関すること 水道・ガス・下水関係機関との連絡調整に関すること 復旧活動に関すること 被害状況の調査及び対応に関すること 	調整 連絡	管理者	事務局員 情報通信班(1名)	企業部 指名職員動員
		緊急 連絡 事態	管理者	事務局員 情報通信班(1名)	企業部 指名職員動員
		対策	管理者	事務局員 情報通信班(1名)	企業部 全職員動員
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育所轄事項の総合調整に関すること 教育関係機関との連絡調整に関すること 教育関係避難所に関すること 児童生徒の避難誘導に関すること 被災児童の教育環境の確保に関すること 文化財被害調査等に関すること 	調整 連絡	教育長	事務局員 情報通信班(1名)	教育部 指名職員動員
		緊急 連絡 事態	教育長	事務局員 情報通信班(1名)	教育部 指名職員動員
		対策	教育長	事務局員 情報通信班(1名)	教育部 全職員動員
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 議会関係との連絡調整に関すること 重要事項の報告に関すること 他部への応援に関すること 職員等安否確認に関すること 	調整 連絡		事務局員 庶務班(1名)	
		緊急 連絡 事態	局長	事務局員 庶務班(1名)	議会部 指名職員動員
		対策	局長	事務局員 庶務班(1名)	議会部 全職員動員
消防局	<ul style="list-style-type: none"> 警報の伝達に関すること 被害情報の収集に関すること 避難誘導に関すること 警戒区域の設定及び退避に関すること 消火、救出救援及び救急に関すること 行方不明の捜索及び収容に関すること 水防、その他の危機管理事務に関すること 通信及び災害情報の速報連絡に関すること NBC等災害の活動に関すること 	連絡 調整	消防局長	事務局員 情報通信班(1名)	消防部 指名職員動員
		緊急 事態 連絡	消防局長	事務局員 情報通信班(1名)	消防部 指名職員動員
		対策	消防局長	事務局員 情報通信班(1名)	消防部 全職員動員

部局	国民保護措置に係る 対策機関体制業務	本部 区分	各本部体制時の動員表		
			本部	事務局・本部補佐機能	対策機関(部)
合計	14 部局	連絡調整	本部長 1名 副本部長 1名 本部員 13名	事務局長 1名 事務局員 15名 統括班 6名 広報班 3名 情報通信班 11名 庶務班 4名	10 部
		緊急事態連絡	本部長 1名 副本部長 2名 本部員 17名	事務局長 1名 事務局員 15名 統括班 6名 広報班 6名 情報通信班 11名 庶務班 4名	14 部(全部局)
		対策	本部長 1名 副本部長 2名 本部員 17名	事務局長 1名 事務局員 15名 統括班 6名 広報班 6名 情報通信班 11名 庶務班 4名	14 部(全部局)

【資料10 市消防機関の連絡先】

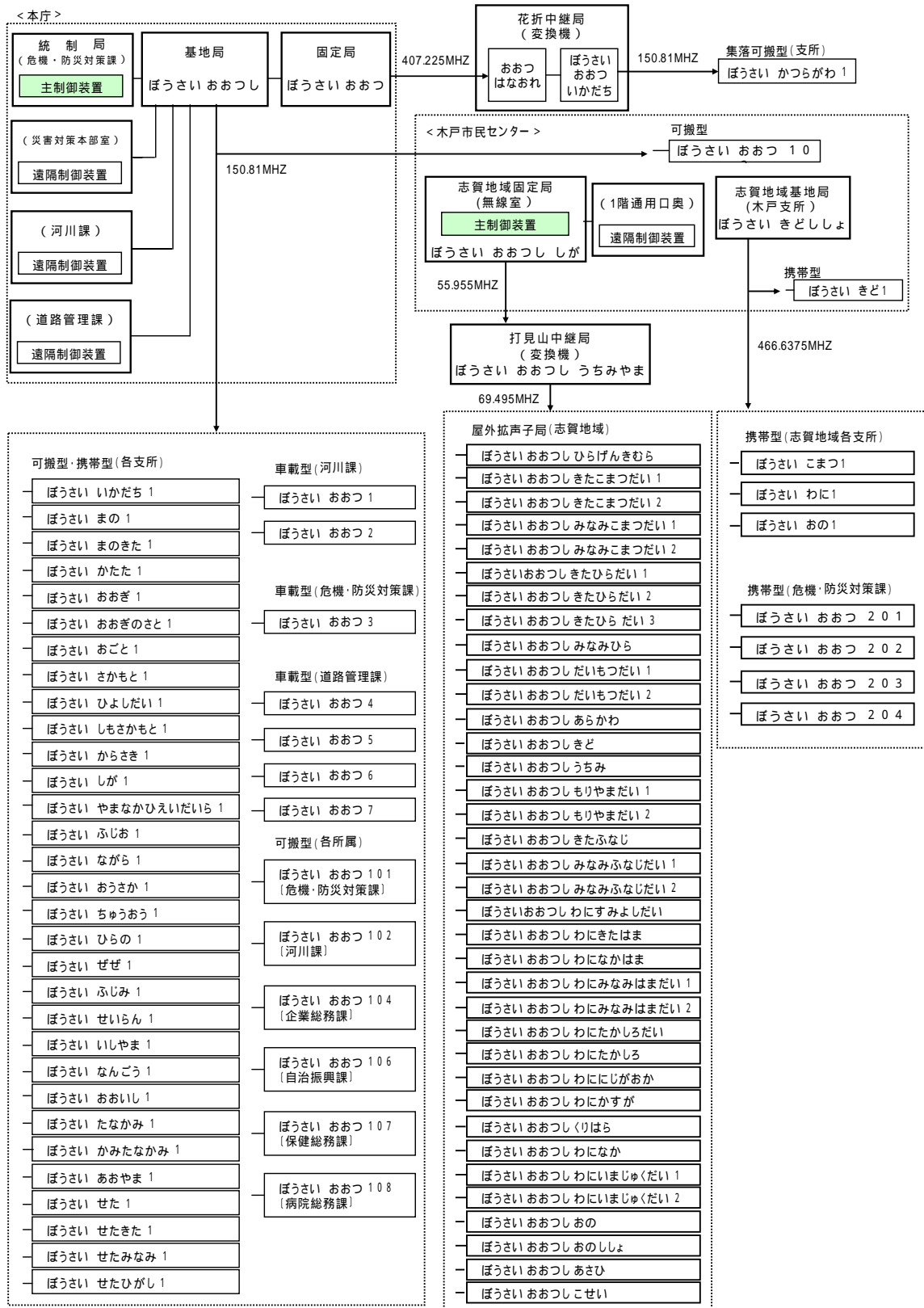
名称	所在地	電話番号	ファックス
大津市消防局	大津市御陵町 3-1	522-0119	522-4657
北消防署	大津市真野二丁目 23-1	572-0119	572-3499
中消防署	大津市御陵町 3-1	525-0119	522-4657
南消防署	大津市光が丘町 5-7	533-0119	533-2561
東消防署	大津市大江四丁目 18-1	543-0119	543-2122
志賀分署	大津市木戸 58	592-0119	592-1809
西分署	大津市坂本三丁目 27-33	579-0119	579-1024
南郷出張所	大津市南郷一丁目 11-1	537-0119	537-2772
救急出張所	大津市本宮二丁目 9-9	526-0119	526-0126
水上出張所	大津市浜大津五丁目 1	522-2203	522-2304
青山救急出張所	大津市青山五丁目 13-36	549-3799	549-3899
分団名	詰所所在地	電話番号	備考
木戸	大津市木戸 1010	なし	
葛川	大津市葛川坊村町 234	599-2520	
伊香立	大津市伊香立生津町 133-1	598-2001	電話は支所と共用
真野北	大津市緑町 4-2	573-8345	
真野	大津市真野四丁目 6-1	572-1164	電話は支所と共用
堅田	大津市本堅田三丁目 8-1	573-5180	
仰木	大津市仰木四丁目 1-5	572-2814	
仰木の里	大津市仰木の里七丁目 1-25	573-8006	
雄琴	大津市雄琴一丁目 17-7	578-4500	
日吉台	大津市日吉台一丁目 9-3	578-6183	
坂本	大津市坂本六丁目 1-13	578-6780	
下阪本	大津市下阪本三丁目 14-30	578-5585	電話は支所と共用
唐崎	大津市唐崎二丁目 10-17	579-4565	
滋賀	大津市神宮町 1-8	524-4428	
山中比叡平	大津市山中町 1	529-2635	
長等	大津市大門通 16-40	525-3425	
藤尾	大津市横木二丁目 4-1	525-5866	
逢坂	大津市音羽台 5-1	524-4190	
中央	大津市島の関 1-10	523-2723	
平野	大津市打出浜 12-41	525-7614	
膳所	大津市本丸町 6-40	526-0130	
富士見	大津市美崎町 1	534-4199	
晴嵐	大津市光が丘町 5-7	533-0119	電話は南消防署と共用
石山南郷	大津市南郷一丁目 11-16	537-0119	電話は南郷出張所と共用
畑	大津市石山外畑町 320	546-0567	電話は会館と共用
大石	大津市大石中一丁目 7-7	546-0507	
田上	大津市里五丁目 7-50	546-2146	
瀬田	大津市大江四丁目 18-1	543-0119	電話は東消防署と共用
瀬田南	大津市神領三丁目 8-9	545-7904	
瀬田北	大津市大將軍一丁目 14-29	544-2067	
瀬田東	大津市一里山三丁目 16-1	543-4021	
青山	大津市青山五丁目 13-36	549-3799	電話は青山出張所と共用
上田上	大津市牧一丁目 1-24	549-0003	電話は支所と共用

【資料11 初動体制連絡系統図】

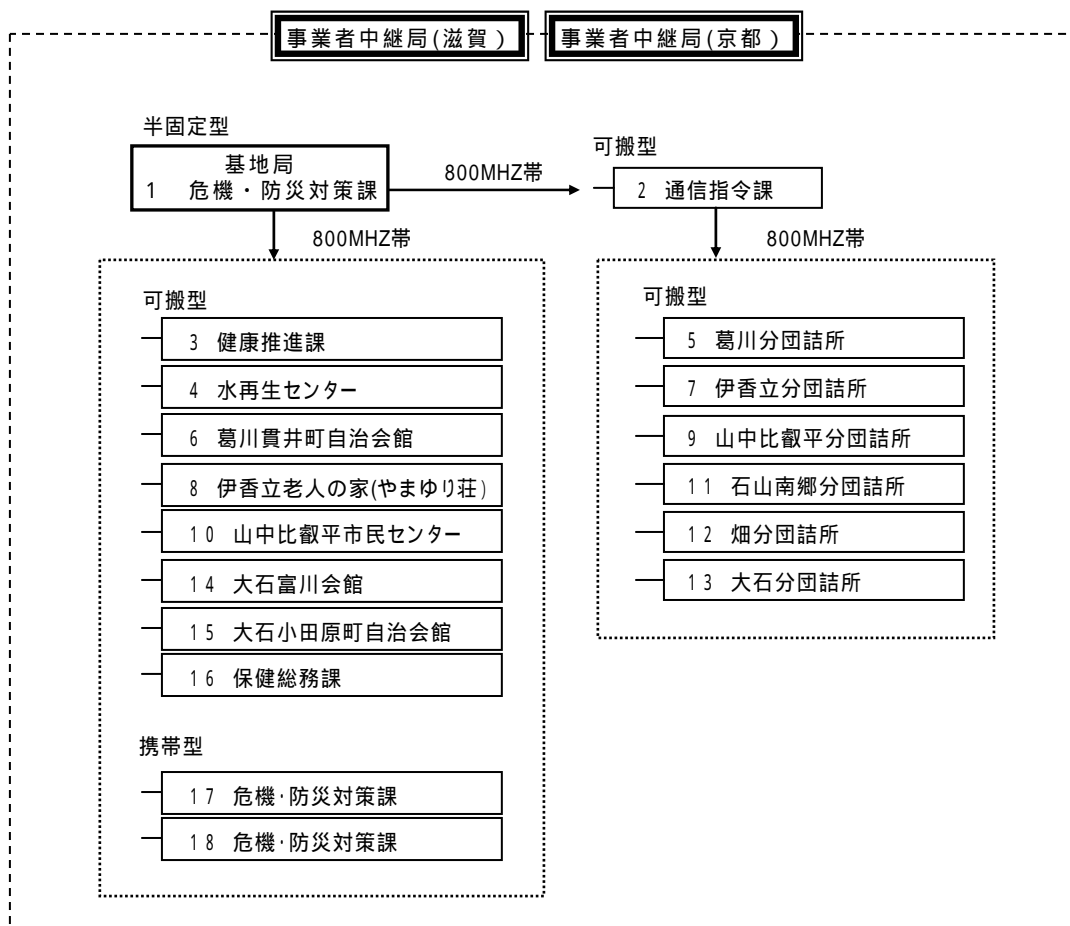


【資料12 市の通信体制】

【大津市防災行政無線施設】



【大津市MCA無線施設】

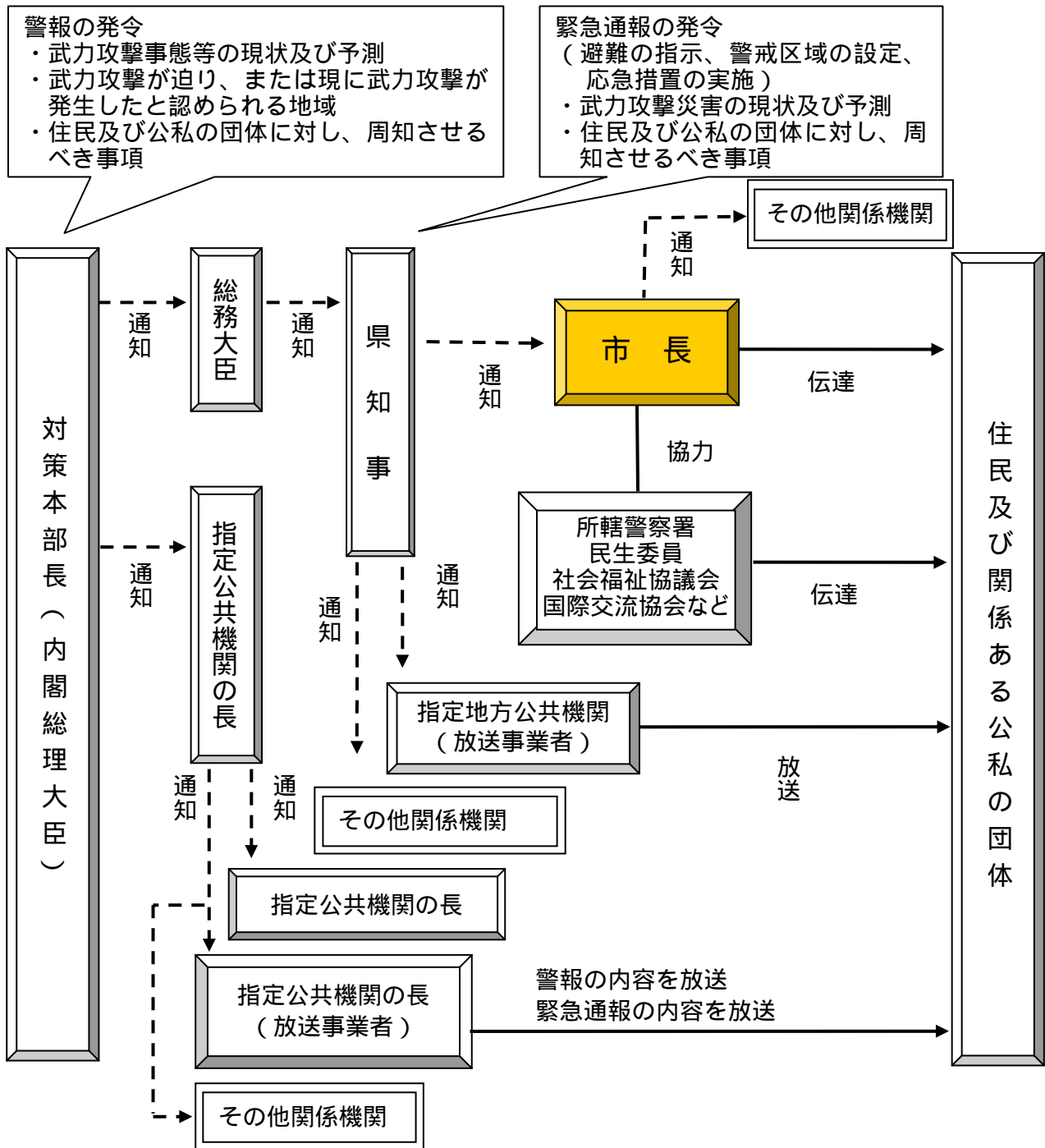


800MHz帯
 送信: 891.025 ~ 892.975MHz, 905.025 ~ 914.975MHz
 受信: 836.025 ~ 837.975MHz, 850.025 ~ 859.975MHz

< MCA無線 >

Multi-Channel Access systemの略。
 複数の周波数を多数の利用者が共有する業務用の移動無線システム。

【資料13 警報の発令等の流れ】



市の役割

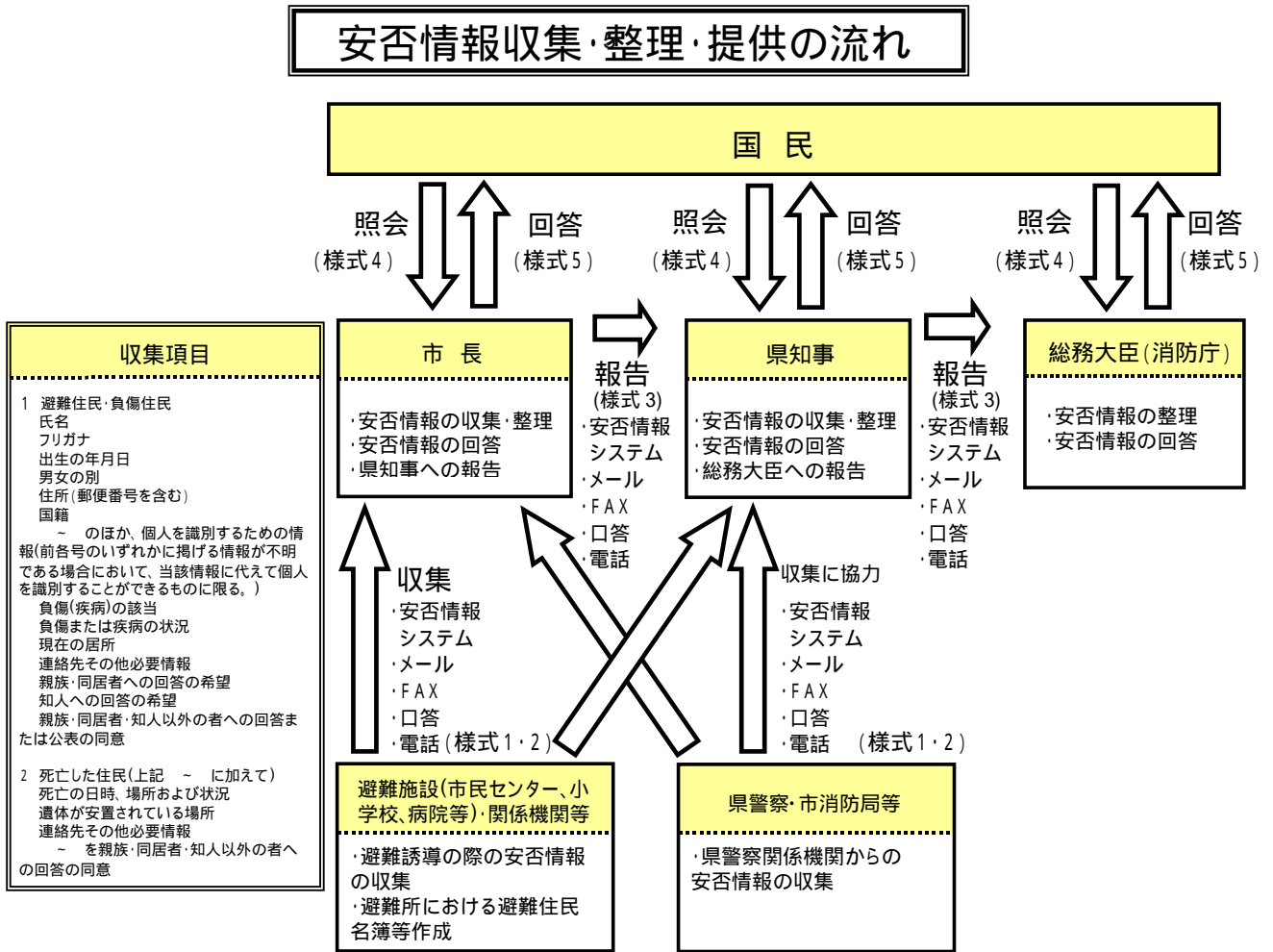
- 国が発令した警報等を防災行政無線等により住民等へ伝達するとともに、その他関係機関へ通知する。

県の役割

- 国が発令した警報を市町、その他の執行機関、指定地方公共機関(放送事業者含む)、その他の関係機関に通知する。

【資料14 安否情報関連】

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない 場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予 定ですが、回答を希望しない場合は を囲ん で下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対する回答又は公表することについて、 同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第2号】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

【様式第3号】

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷（疾病）の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

【様式第4号】

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 印の欄には記入しないで下さい。

【様式第5号】

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【資料 15 被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時平成年月日

(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号（北緯度、東経度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

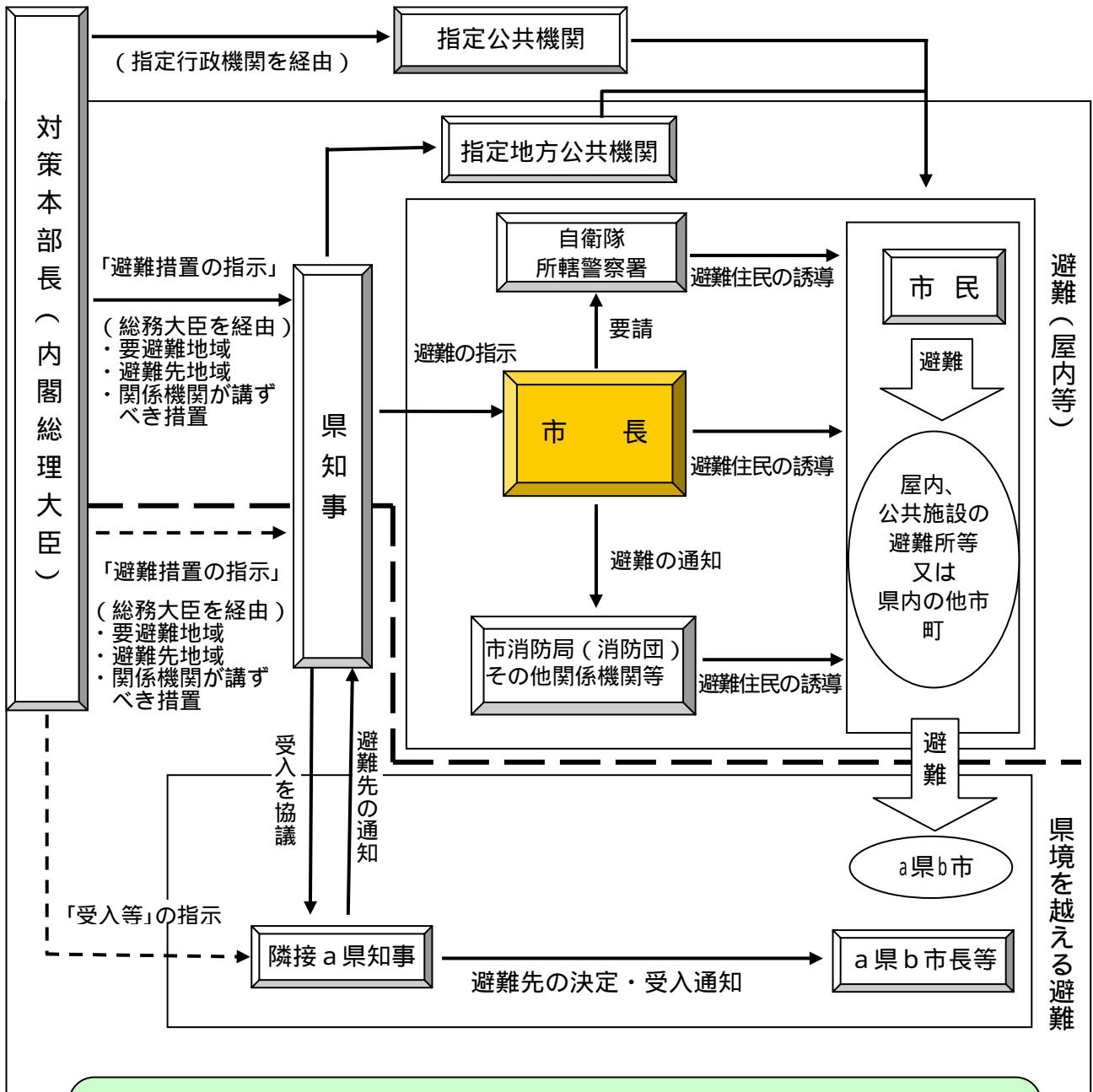
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料16 避難の指示の流れ】



市の役割

- ・市長は、職員を指揮し、避難住民を誘導する。
- ・消防は、市長の命を受け、他の機関と一体となって避難住民を誘導する。
- ・避難が必要な地域、避難先、避難経路、避難のための交通手段などを伝達

県の役割

- ・知事は、国の避難措置の指示を受けて住民に対し避難を指示する。
- ・都道府県の区域を越えて避難を指示するときは、避難先の知事に対し、受入を協議する。
- ・知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定する。

【資料17 輸送力に関する情報・輸送施設に関する情報】

【指定公共機関】

鉄道

路線ごとの輸送力

輸送力調査設定時間：平日12：00～13：00（下り）

名称	所在地	電話番号	路線名	区 間	編成・本数	輸送力	所要時間
西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	06-6376-6030	琵琶湖線	野洲 ~ 山科	6両 × 2本	8,200人	21～28分
					8両 × 3本		
					12両 × 2本		
			湖西線	山科 ~ 堅田	4両 × 2本	3,800人	9～23分
					6両 × 1本		
					8両 × 2本		
				堅田 ~ 近江舞子	9両 × 1本	3,782人	7～18分
					4両 × 1本		
					6両 × 2本		
			近江舞子 ~ 近江今津	8両 × 2本	3,054人	11～21分	
				8両 × 2本			
				9両 × 2本			
近江今津 ~ 近江塩津	4両 × 1本	1,633人	10～17分				
	9両 × 2本						

輸送力調査設定時間：平日12：00～13：00（片道）

名称	所在地	電話番号	路線名	区 間	編成・本数	輸送力	所要時間
京阪電気鉄道株式会社	大阪市中央区大手前1丁目7-31	06-6944-2531	石山坂本線 (石山寺～坂本)	石山寺 ~ 近江神宮前	2両 × 4本	760人	23分
				石山寺 ~ 坂本	2両 × 4本	760人	32分
			京津線 (御陵～浜大津)	御陵 ~ 浜大津	4両 × 4本	1,680人	15分

バス

名称	営業所名	位置等		保有車両台数等
京阪バス株式会社	山科営業所	京都府京都市山科区大宅古海道町67-1		82台(大型71台、中型11台、小型0台、その他0台)
		075-581-7188	うち予備車等	9台(大型6台、中型3台、小型0台、その他0台)
	大津支所	大津市石山寺4丁目1-10		49台(大型39台、中型10台、小型0台、その他0台)
		077-531-2121	うち予備車等	8台(大型5台、中型3台、小型0台、その他0台)
西日本ジェイアールバス株式会社	近江今津営業所	滋賀県高島市今津町今津448-25		7台(大型7台、中型0台、小型0台、その他0台)
		0740-22-2152	うち予備車等	1台(大型1台、中型0台、小型0台、その他0台)
	京都営業所	京都府京都市南区吉祥院三ノ宮町120番地		59台(大型56台、中型3台、小型0台、その他0台)
		075-672-2851	うち予備車等	6台(大型5台、中型1台、小型0台、その他0台)

運輸

名称	営業所名	所在地	電話番号	保有車両台数	
				県内	
ヤマト運輸株式会社	滋賀支店	栗東市伊勢落 720	077-553-3041	396	台
佐川急便株式会社	大阪支社	大阪市此花区島屋 4-4-51	06-6460-1122	164	台
西濃運輸株式会社	滋賀支店	湖南市針 266-1	0748-72-2191	154	台
日本通運株式会社	大津支店	栗東市六地藏 1070-1	077-554-9780	138	台
福山通運株式会社	栗東支店	栗東市手原 8-2-28	077-553-3301	55	台

【指定地方公共機関】

バス

名称	営業所名	位置等		保有車両台数等
近江鉄道株式会社	大津営業所	大津市瀬田大江町 51-1		90台(大型 88台、中型 1台、小型 1台、その他 0台)
		077-543-7117	うち 予備車等	44台(大型 43台、中型 1台、小型 0台、その他 0台)
江若交通株式会社	堅田営業所	大津市真野 1丁目 1-62 江 若交通ビル 6階(本社)		51台(大型 30台、中型 20台、小型 1台、その他 0台)
		077-573-2701(本社)	うち 予備車等	9台(大型 9台、中型 0台、小型 0台、その他 0台)
帝産湖南交通株式会社	本社	草津市山寺町 188		98台(大型 69台、中型 20台、小型 9台、その他 0台)
		077-565-8188	うち 予備車等	10台(大型 5台、中型 2台、小型 3台、その他 0台)

運輸

名称	営業所名	所在地	電話番号	保有車両台数	
				県内	
社団法人滋賀県トラック協会	大津支部	大津市瀬田大江町 32-7	077-544-2100	1,148	台

船舶

事業者名	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	船舶名	台数	定員
琵琶湖汽船株式会社	大津市浜大津 5丁目 1番 1号	077-522-4115(TEL)	ミシガン	1	787名
			ピアンカ	1	600名
			いんたーらーけん	1	170名
		077-524-7896(FAX)	ランシング	1	100名
			リオグランデ	1	200名
			べんてん	1	180名

【資料18 緊急輸送道路関係】

【緊急輸送道路に関する連絡防災拠点】

出典：滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書（平成21年12月；県道路課・大津市建設部）

施設名称	接続道路種別・代表幅員	拠点種類	接続すべきネットワーク機能区分		
			第1次	第2次	第3次
滋賀県庁	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	地方公共団体			-
滋賀県大津土木事務所	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体			-
大津市消防本部	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	地方公共団体			-
滋賀県警察本部	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体			-
大津警察署	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体			-
大津北警察署	国道477号 W=15.3m	地方公共団体			-
大津市役所	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	地方公共団体			-
県大津合同庁舎	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	地方公共団体			-
国土交通省滋賀国道事務所	国道1号 W=8.5m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
国土交通省琵琶湖河川事務所	国道422号 W=17.0m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
滋賀県道路公社	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
JH湖西道路管理事務所	国道161号 W=10.5m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
関西電力(株)滋賀支店	国道1号 W=8.5m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
N T T(株)	国道161号 W=11.0m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
大阪ガス(株)滋賀支社	(主)大津能登川長浜線 W=8.0m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
NHK(日本放送協会)大津放送局	国道1号 W=8.5m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
BBCびわ湖放送	(市)中4709 W=10.1m	指定公共機関/指定地方公共機関			-
日本赤十字社滋賀県支部	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
琵琶湖開発総合管理所	国道161号 W=8.3m	指定行政機関/指定地方行政機関			-
陸上自衛隊大津駐屯地	国道161号 W=11.0m	自衛隊			-
大津港(地方港)	(主)大津草津線 W=16.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
びわ湖大橋港	国道477号 W=15.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
JR大津駅	(市)幹1037 W=30.1m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
県立体育館	(市)中4013 W=9.8m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
琵琶湖競艇場駐車場	国道161号 W=11.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
びわこ文化公園	(主)大津能登川長浜線 W=8.5m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 広域避難地			-
日本通運(株)大津支店	国道1号 W=8.5m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
湖西浄化センター	国道161号 W=8.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 広域避難地			-
大津IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
瀬田西IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
瀬田東IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
道の駅びわ湖大橋米プラザ	国道477号 W=15.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点			-
大津赤十字病院	(市)中3517 W=9.4m	災害医療拠点			-
皇子山総合運動公園	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	広域避難地			-
皇子ヶ丘公園	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	広域避難地			-
大津市役所木戸支所	国道161号 W=7.5m	地方公共団体			-

備考：凡例 / = 当該拠点と連絡する緊急輸送道路の区分

【緊急輸送道路ネットワーク計画設定路線】

出典：滋賀県道路課（平成21年12月）

区分	路線番号	種別	路線名	区間 (起 点 ~ 終 点)	延長 (km)	車線数
第1次	国道	国	一般国道1号	甲賀市土山町山中～大津市横木一丁目	60.2	2-4
		国	一般国道1号(京滋BP)	草津市東草津四丁目～大津市神領四丁目	5.6	4
		国	一般国道161号	マキノ町野口～大津市逢坂一丁目	74.0	2
		国	一般国道161号(西大津BP)	大津市坂本七丁目～大津市横木一丁目	11.0	2
		高	名神高速道路	米原市長久寺～大津市追分町	82.5	4
		有国	一般国道1号(京滋BP)	大津市神領四丁目～大津市石山外畑町	8.7	4
		有国	一般国道161号(湖西道路)	大津市木戸～大津市坂本三丁目	16.7	2
	国	一般国道477号	守山市洲本町～大津市真野大野	8.3	2-4	
	主要地方道18	主	大津草津線	草津市矢橋町～大津市丸の内町	4.6	4
	" 18	主	大津草津線	大津市丸の内町～大津市浜大津	3.2	4
" 56	主	大津インター線	大津市本宮二丁目～大津市梅林二丁目	0.6	2	
一般県道103		大津停車場本宮線	大津市京町四丁目～大津市梅林二丁目	0.5	2	
第2次	国道	国	一般国道367号	高島市今津町保坂～大津市伊香立途中町	31.1	
		国	一般国道422号	大津市石山寺三丁目～大津市南郷一丁目	1.8	
		国	一般国道477号	大津市真野大野～大津市伊香立途中町	6.7	
	主要地方道26	主	大津守山近江八幡線	草津市新浜町～大津市大萱六丁目	0.4	
	" 47	主	伊香立浜大津線	大津市御陵町～大津市御陵町	0.4	
	一般県道106		千町石山寺辺線	大津市石山寺三丁目～大津市石山寺三丁目	0.7	
		市	近江舞子線	大津市南小松～大津市南小松	0.7	
		市	幹1033	大津市長等二丁目～大津市長等二丁目	0.1	
		市	中3319	大津市長等二丁目～大津市長等一丁目	0.15	
		市	中3517	大津市長等一丁目～大津市長等二丁目	0.1	
		市	幹1037	大津市浜町～大津市末広町	0.7	
		市	幹1042	大津市松本二丁目～大津市松本一丁目	0.3	
		市	幹1045	大津市馬場二丁目～大津市鶴の里	1.2	
		市	中4013	大津市におの浜四丁目～ 大津市におの浜四丁目	0.4	
		市	幹1058	大津市大萱六丁目～大津市大萱六丁目	1.0	
		市	中3401	大津市京町三丁目～大津市京町三丁目	0.2	
		市	幹2013	大津市皇子が丘三丁目～ 大津市皇子が丘三丁目	0.1	
		市	幹2128	大津市皇子が丘三丁目～大津市御陵町	0.3	
		市	幹1031	大津市茶が崎～大津市皇子が丘一丁目	1.2	

【資料19 避難施設関係】

【小・中学校】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SR Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
小松小学校	南小松 1122 番地		3	2,383	4,765
木戸小学校	荒川 1000 番地		2	2,802	5,603
和邇小学校	和邇中 190 番地		3	2,866	5,731
小野小学校	水明一丁目 34 番地 2		3	2,733	5,465
葛川小学校	葛川中村町 108-1		4	1,159	2,318
伊香立小学校	伊香立生津町 132-1		3	1,843	3,685
真野小学校	真野四丁目 6-17		4	3,599	7,198
真野北小学校	緑町 15-2		3	3,830	7,660
堅田小学校	本堅田三丁目 6-1		4	4,775	9,549
仰木小学校	仰木四丁目 15-8		4	2,065	4,130
仰木の里小学校	仰木の里四丁目 4-1		3	3,128	6,256
仰木の里東小学校	仰木の里東六丁目 1-1		3	3,421	6,841
雄琴小学校	雄琴二丁目 16-1		3	2,509	5,018
坂本小学校	坂本三丁目 12-57		4	4,916	9,831
日吉台小学校	日吉台三丁目 33-3		3	2,716	5,432
下阪本小学校	下阪本四丁目 10-1		4	3,524	7,048
唐崎小学校	際川四丁目 7-1		4	4,472	8,943
志賀小学校	南志賀一丁目 5-1		4	3,141	6,282
比叡平小学校	比叡平一丁目 45-1		4	1,966	3,932
藤尾小学校	茶戸町 10-1		5	2,756	5,512
長等小学校	大門通 5-1		4	3,124	6,248
逢坂小学校	音羽台 6-1		4	2,985	5,970
中央小学校	鳥の関 1-60		4	2,112	4,223
平野小学校	馬場一丁目 2-1		3	4,057	8,113
膳所小学校	中庄二丁目 8-37		3	4,418	8,835
富士見小学校	富士見台 42-16		4	3,680	7,359
晴嵐小学校	光が丘町 4-70		4	3,955	7,909
石山小学校	石山寺三丁目 11-20		3	4,152	8,303
南郷小学校	南郷一丁目 15-9		4	3,970	7,939
大石小学校	大石東七丁目 4-1		4	2,940	5,880
田上小学校	里五丁目 8-1		4	4,701	9,401
上田上小学校	平野一丁目 18-5		2	1,941	3,882
青山小学校	青山三丁目 16-1		3	3,581	7,162
瀬田小学校	大江四丁目 2-1		3	4,238	8,475
瀬田南小学校	三大寺 1-1		4	4,359	8,718
瀬田東小学校	一里山二丁目 20-2		4	3,624	7,248
瀬田北小学校	大將軍一丁目 14-5		3	3,730	7,460
志賀中学校	南船路 1029 番地		3	3,726	7,452
葛川中学校	葛川中村町 108-1		4	844	1,687
伊香立中学校	伊香立下在地町 414		4	3,430	6,860
真野中学校	清風町 24-1		4	3,884	7,767
堅田中学校	本堅田三丁目 22-1		4	4,359	8,718
仰木中学校	仰木の里五丁目 1-1		3	4,209	8,417
日吉中学校	下阪本六丁目 38-26		3	4,918	9,835
唐崎中学校	唐崎二丁目 9-1		4	3,926	7,852
皇子山中学校	尾花川 12-1		3	4,850	9,700
打出中学校	本宮二丁目 46-1		4	5,092	10,183
粟津中学校	晴嵐一丁目 20-20		4	5,389	10,778
北大路中学校	北大路三丁目 22-1		4	4,188	8,375
石山中学校	平津一丁目 23-1		4	4,757	9,514

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
南郷中学校	赤尾町 57-1		4	3,910	7819
田上中学校	新免一丁目 1-12		3	4,065	8,129
青山中学校	青山八丁目 24-1		3	3,644	7288
瀬田中学校	大江七丁目 1-1		4	5,353	10,705
瀬田北中学校	大將軍一丁目 13-1		4	4,684	9368
小計				197,386	394,771

【高校】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
膳所高等学校	膳所二丁目 11-1		3	1,945	3,890
大津清陵高等学校	大平一丁目 14-1		3	759	1,517
堅田高等学校	本堅田三丁目 9-1		3	1,831	3,662
東大津高等学校	瀬田南大萱町 1732-2		4	2,003	4,006
北大津高等学校	仰木の里一丁目 23-1		4	1,931	3,862
大津高等学校	馬場一丁目 1-1		4	1,335	2,670
石山高等学校	国分一丁目 15-1		3	1,722	3,443
瀬田工業高等学校	神領三丁目 18-1		3	1,743	3,485
大津商業高等学校	御陵町 2-1		3	1,795	3,589
小計				15,064	30,124

【幼稚園】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
志賀北幼稚園	荒川 880 番地		2	803	1,606
志賀南幼稚園	和邇今宿 482 番 1 号		3	1,176	2,351
伊香立幼稚園	伊香立下在地町 1310 番地		2	357	714
真野幼稚園	真野四丁目 6 番 27 号		2	636	1,271
真野北幼稚園	緑町 16 番 2 号		2	628	1,256
堅田幼稚園	本堅田三丁目 7 番 17 号		2	527	1,054
仰木幼稚園	仰木四丁目 1 番 30 号		2	333	665
仰木の里幼稚園	仰木の里三丁目 10 番 1 号		2	517	1,034
仰木の里東幼稚園	仰木の里東六丁目 4 番 1 号		2	501	1,001
雄琴幼稚園	雄琴二丁目 16 番 1 号		1	250	500
坂本幼稚園	坂本六丁目 1 番 12 号		2	490	979
日吉台幼稚園	日吉台三丁目 33 番 2 号		2	431	862
下阪本幼稚園	下阪本四丁目 15 番 12 号		2	427	854
唐崎幼稚園	際川三丁目 38 番 2 号		2	557	1,113
志賀幼稚園	勤学一丁目 8 番 1 号		2	568	1,136
比叡平幼稚園	比叡平一丁目 45 番 3 号		2	332	663
藤尾幼稚園	茶戸町 22 番 6 号		2	407	814
長等幼稚園	三井寺町 10 番 30 号		1	505	1,009
逢坂幼稚園	音羽台 6 番 2 号		1	355	710
大津幼稚園	鳥の関 1 番 50 号		1	362	724
平野幼稚園	馬場一丁目 5 番 28 号		2	606	1,211
膳所幼稚園	中庄二丁目 6 番 5 号		2	810	1,620
富士見幼稚園	富士見台 45 番 5 号		2	654	1,307
晴嵐幼稚園	鳥居川町 15 番 22 号		2	548	1,096

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
石山幼稚園	石山寺三丁目 17 番 8 号		2	733	1,465
南郷幼稚園	南郷三丁目 15 番 1 号		2	484	968
大石幼稚園	大石中一丁目 5 番 9 号		2	429	858
田上幼稚園	関津六丁目 19 番 8 号		2	617	1,234
上田上幼稚園	平野一丁目 18 番 20 号		1	221	442
青山幼稚園	青山三丁目 16 番 2 号		2	523	1,045
瀬田幼稚園	大江四丁目 3 番 6 号		2	523	1,046
瀬田南幼稚園	三大寺 1 番 3 号		1	496	992
瀬田東幼稚園	一里山二丁目 20 番 1 号		2	600	1,200
瀬田北幼稚園	大將軍一丁目 14 番 1 号		3	457	914
小計				17,857	35,714

【市民センターほか】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
小松市民センター	北小松 565 番地		2	231	462
木戸市民センター	木戸 58 番地		3 地下 1	3,293	6,585
小野市民センター	湖青一丁目 1 番 2 号		2	471	942
葛川市民センター	葛川坊村町 237 番 37 号		2	254	508
伊香立市民センター	伊香立生津町 133 番 1 号		2	366	732
真野市民センター	真野四丁目 6 番 2 号		2	493	985
真野北市民センター	緑町 4 番 1 号		3	627	1,254
堅田市民センター	本堅田三丁目 8 番 1 号		3	627	1,254
仰木市民センター	仰木四丁目 15 番 11 号		3	357	713
仰木の里市民センター	仰木の里七丁目 1 番 25 号		3	513	1,026
雄琴市民センター	雄琴一丁目 17 番 2 号		2	307	614
坂本市民センター	坂本六丁目 1 番 12 号		2	338	675
日吉台市民センター	日吉台一丁目 15 番 1 号		1	387	774
下阪本市民センター	下阪本三丁目 14 番 30 号		4	637	1,274
唐崎市民センター	唐崎二丁目 10 番 1 号		2	466	931
滋賀市民センター	南志賀一丁目 8 番 32 号		3	441	882
山中比叡平市民センター	比叡平三丁目 57 番 1 号		2	246	492
藤尾市民センター	横木二丁目 4 番 1 号		3	563	1,125
長等市民センター	大門通 16 番 40 号		2	324	648
逢坂市民センター	京町三丁目 1 番 3 号		5	488	976
中央市民センター	中央二丁目 2 番 5 号		4	577	1,154
平野市民センター	打出浜 10 番 30 号		2	352	703
膳所市民センター	本丸町 6 番 40 号		5	997	1,993
富士見市民センター	富士見台 3 番 30 号		2	482	964
晴嵐市民センター	北大路一丁目 9 番 5 号		3	681	1,362
石山市民センター	石山寺三丁目 15 番 15 号		3	461	921
南郷市民センター	南郷一丁目 12 番 13 号		3	529	1,057
大石市民センター	大石中一丁目 7 番 4 号		2	284	567
田上市民センター	里三丁目 9 番 1 号		2	349	698
上田上市民センター	牧一丁目 1 番 24 号		2	258	515
青山市民センター	青山五丁目 13 番 36 号		3	660	1,320
瀬田市民センター	大江三丁目 2 番 1 号		3	905	1,809
瀬田南市民センター	神領三丁目 8 番 9 号		3	535	1,069
瀬田東市民センター	一里山三丁目 16 番 1 号		3	540	1,080
瀬田北市民センター	大將軍一丁目 14 番 30 号		3	480	960
和邇公民館	和邇中 94 番 1 号		2	200	400

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SRCを含む)	階数	収容人数 (人)	面積(㎡)
和邇文化センター	和邇高城 12 番地		1	1,268	2,536
和邇市民体育館	和邇高城 27 番地の 2		2	570	1,139
葛川少年自然の家	葛川坊村町 243 番地		2	1,239	2,479
伊香立児童館	伊香立下龍華町 584 番 157 号		1	100	200
伊香立老人憩の家やまゆり荘	伊香立北在地町 272 番地		1	393	786
伊香立リサイクルプラザ	伊香立下在地町 1222 番 1 号		2	363	726
下龍華会館	伊香立下龍華町 584 番 157 号		1	177	353
北部地域文化センター	堅田二丁目 1 番 11 号		2	1,159	2,318
仰木太鼓会館	仰木四丁目 2 番 50 号		1	220	440
坂本市民体育館	坂本六丁目 33 番 19 号		1	327	653
坂本市民格技場	坂本六丁目 1 番 11 号		1	116	231
坂本教育集会所	坂本六丁目 11 番 48 号		2	100	200
坂本市民会館	坂本六丁目 33 番 19 号		2	357	714
滋賀里コミュニティセンター	滋賀里一丁目 9 番 11 号		2	197	393
埋蔵文化財調査センター	滋賀里一丁目 17 番 23 号		1	248	496
山中会館	山中町 1 番 12 号		2	90	180
大津びわこ競輪場	二本松 1 番 1 号		5	619	1,237
市民文化会館	御陵町 2 番 3 号		3	311	622
皇子が丘市民会館	皇子が丘一丁目 9 番 10 号		2	179	357
勤労福祉センター	打出浜 1 番 6 号		5	1,369	2,737
生涯学習センター	本丸町 6 番 50 号		4	777	1,554
膳所児童館	昭和町 15 番 15 号		2	120	240
昭和会館	昭和町 15 番 25 号		2	184	367
石山市民体育館	石山寺三丁目 10 番 35 号		1	346	691
田上児童館	稲津一丁目 14 番 30 号		2	119	238
田上市民体育館	稲津一丁目 10 番 18 号		1	214	428
田上会館	稲津一丁目 10 番 20 号		2	108	215
小計				30,977	61,954
総計				261,283	522,563

【資料20 生活関連等施設の種類及び所管省庁、市内施設数】

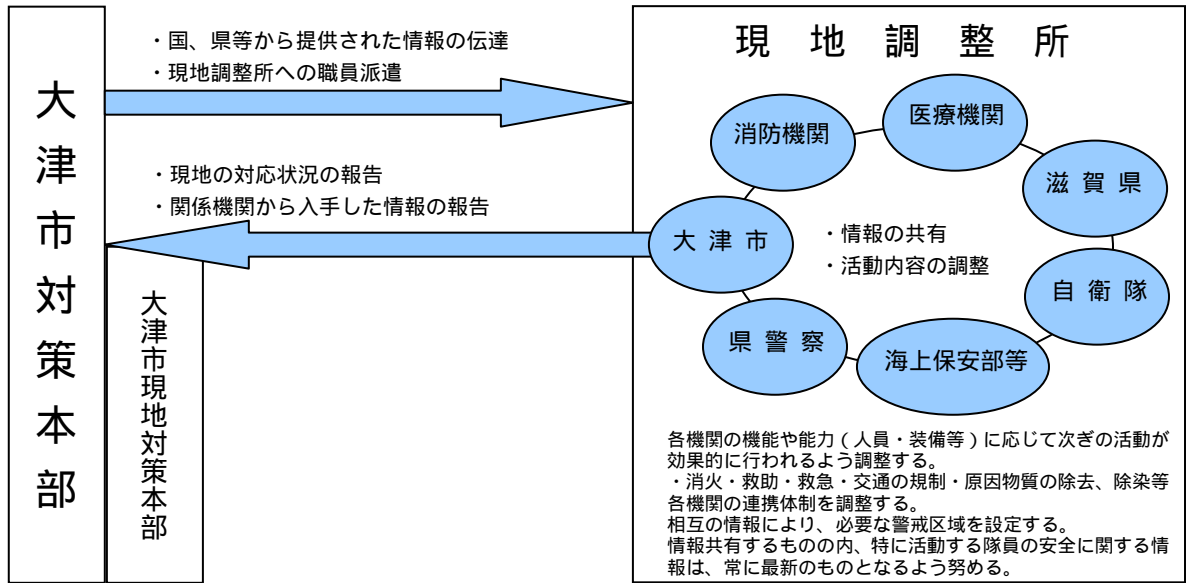
(平成21年4月1日現在)

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	市内にある施設箇所数
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	14箇所
	2号	ガス工作物	経済産業省	11箇所
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	31箇所
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	4路線
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	1箇所
	6号	放送用無線設備	総務省	2箇所
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	3箇所
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	1箇所
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	1箇所
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	製造所 4箇所 一般取扱所 82箇所 給油取扱所 120箇所 屋外貯蔵所 13箇所 屋内貯蔵所 121箇所 屋外タンク貯蔵所 32箇所 屋内タンク貯蔵所 18箇所 地下タンク貯蔵所 189箇所 簡易タンク貯蔵所 5箇所 移動タンク貯蔵所 79箇所 販売取扱所 1箇所 計 664箇所
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	6箇所
	3号	火薬類	経済産業省	3箇所
	4号	高压ガス	経済産業省	12箇所
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	-
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	-
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	11箇所
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	6箇所
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	-
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	-
	11号	毒性物質	経済産業省	-

危険物については平成21年3月31日現在

【資料21 現地調整所の組織編成例等】

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

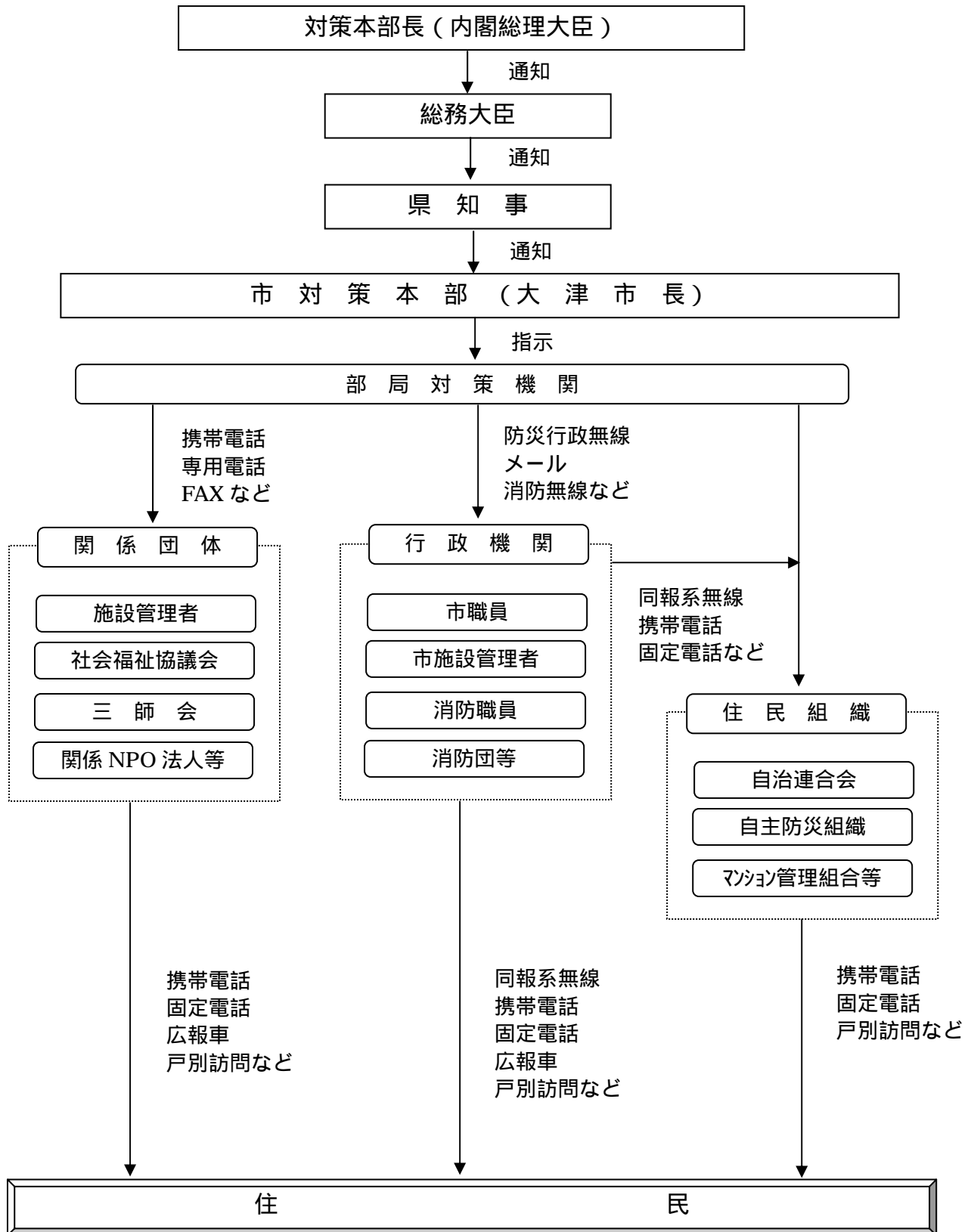
現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

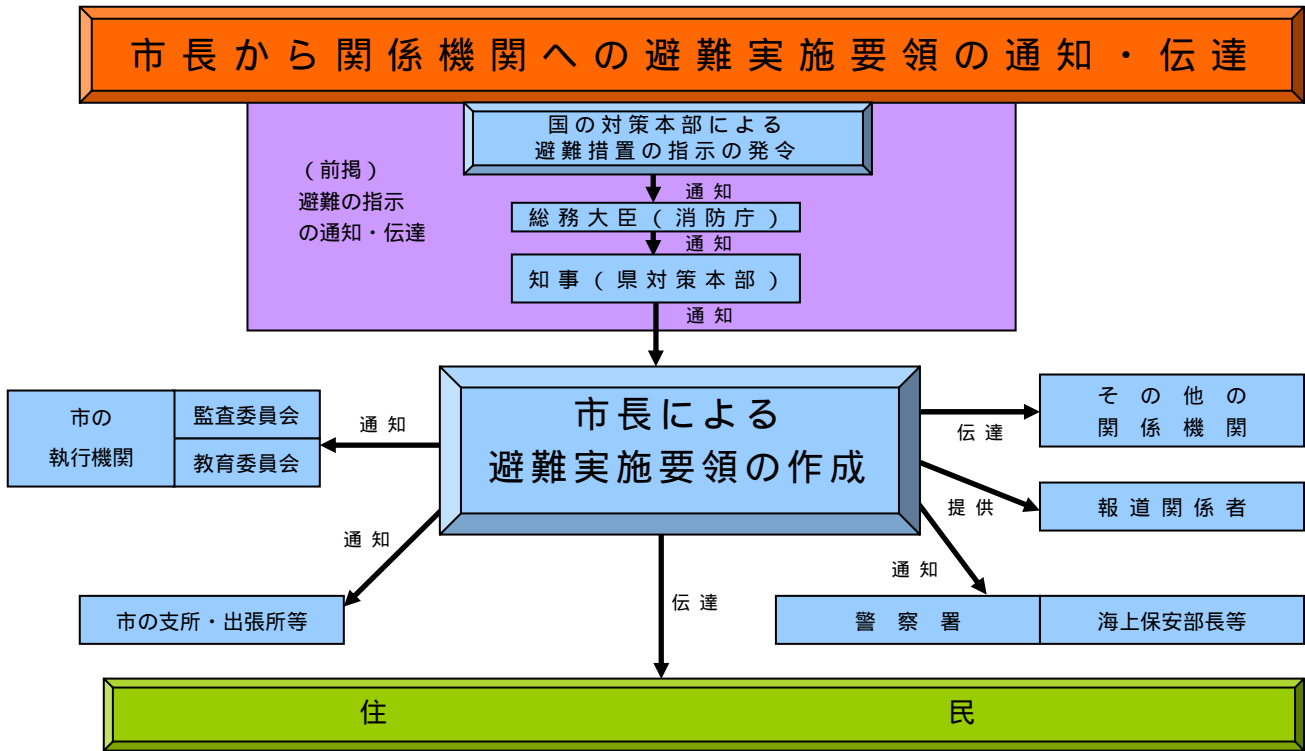
現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

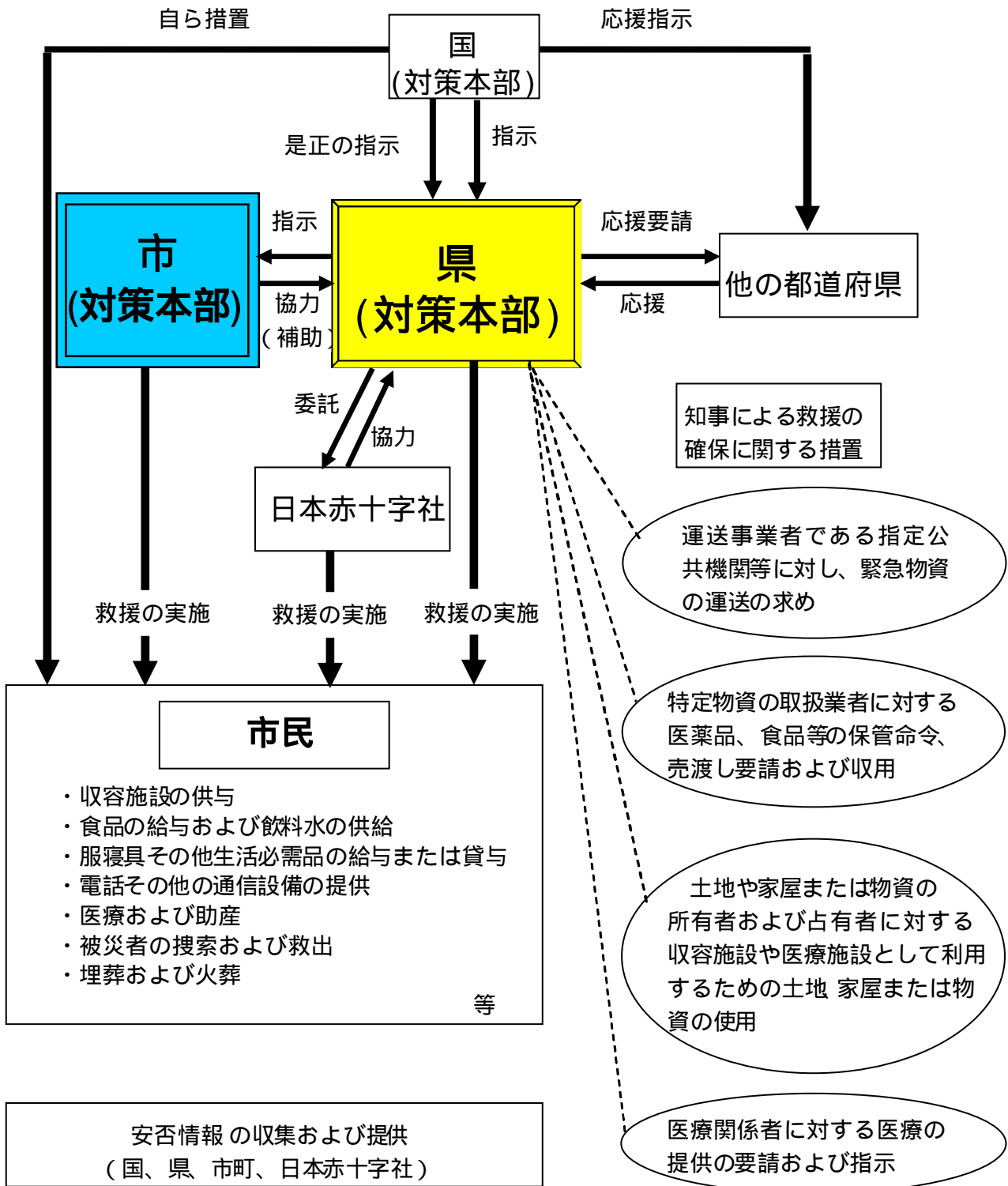
【資料22 市が警報を伝達または通知する仕組み】



【資料23 市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



【資料24 救援の実施の流れ】



【資料25 退避の指示の一例】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

避難の指示（一例）

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、 剤と考えられることから、……

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合】

避難の指示（一例）

本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が……。

AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。

健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

【資料26 あらかじめ定めた様式】救急・救助事故等即報(第3号様式 / 救急・救助事故等)(国:様式1)
第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

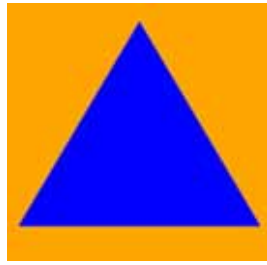
報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急処理事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
	計 人	{ 重症 人() 中等症 人() 軽 症 人()		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。



(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料27 身分証明書のひな型】



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は上記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【参考資料 関係機関との協定一覧（防災における協定）】

協定名称	応援の内容	関係部局
義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定〔大津市〕	相互応援	総務部
大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	相互応援	総務部
大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	相互応援	総務部
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	相互応援	総務部
中核市災害相互応援協定〔大津市〕	相互応援	総務部
災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定〔大津市〕	情報提供	総務部
非常災害時緊急放送の大型画面による受信公開に関する覚書〔大津市〕	緊急放送受信公開	総務部
大規模災害時の緊急情報の放送及び避難所における受信設備の設置等に関する協定（株式会社ZTV）〔大津市〕	情報提供	総務部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（生活協同組合コープしが）〔大津市〕	物資調達	総務部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津北コンビニエンスストア防災連絡協議会）〔大津市〕	物資調達	総務部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津地区コンビニエンスストア防犯連絡協議会）〔大津市〕	物資調達	総務部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（イオンリテール株式会社西日本カンパニー）〔大津市〕	物資調達	総務部
災害時相互応援に関する協定（地方卸売市場）〔大津市〕	相互応援	産業観光部
滋賀県広域消防相互応援協定〔大津市〕	消防相互応援	消防局
消防相互応援協定〔大津市〕	消防相互応援	消防局
名神高速道路消防応援協定〔大津市〕	消防相互応援	消防局
新名神高速道路消防応援協定〔大津市〕	消防相互応援	消防局
滋賀県下消防団広域相互応援協定〔大津市〕	消防相互応援	消防局
一般国道1号京滋バイパス消防応援協定〔大津市〕	消防救急応援	消防局
下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ〔大津市〕	業務相互応援	建設部
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）	応急復旧等	企業局
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定〔大津市〕	応急復旧等	企業局
日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針	応急復旧等	企業局
災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）〔大津市〕	応急復旧等	企業局
災害時の医療救護活動についての協定（大津市医師会）〔大津市〕	医療救護活動	健康保険部
災害時の歯科医療救護活動についての協定（大津市歯科医師会）〔大津市〕	医療救護活動	健康保険部
災害時の医療救護活動についての協定（大津市薬剤師会）〔大津市〕	医療救護活動	健康保険部
災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定（滋賀県建築士会大津、湖西滋賀支部）〔大津市〕	安全点検	建設部
災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（滋賀県電気工事工業組合）〔大津市〕	応急復旧等	建設部
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県建設業協会大津支部）〔大津市〕	応急救援活動	建設部
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県造園協会西地区）〔大津市〕	応急救援活動	都市計画部

協定名称	応援の内容	関係部局
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定〔滋賀県〕	放送要請	滋賀県
緊急警報放送の放送要請に関する覚書〔滋賀県〕	放送要請	滋賀県
災害時等における報道要請に関する協定〔滋賀県〕	報道要請	滋賀県
災害救助法による救助等に関する委託契約書〔滋賀県〕	救助	滋賀県
近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定〔滋賀県〕	相互応援	滋賀県
滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会規約〔滋賀県〕	応急危険度判定	滋賀県
近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定に基づく応急危険度判定士の派遣に関する要領〔滋賀県〕	応急危険度判定	滋賀県
近畿被災建築物応急危険度判定協議会規約	応急危険度判定	滋賀県
全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	応急危険度判定	滋賀県
災害応援に関する協定書（中部9県1市）〔滋賀県〕	広域応援	滋賀県
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定〔滋賀県〕	広域応援	滋賀県
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書〔滋賀県〕〔滋賀県生活協同組合連合会〕	物資調達	滋賀県
災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書（（社）滋賀県トラック協会）〔滋賀県〕	輸送	滋賀県
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書（滋賀県漁業協同組合連合会）〔滋賀県〕	輸送	滋賀県
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書〔滋賀県〕	輸送	滋賀県
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）〔滋賀県〕	応急復旧等	滋賀県
災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定（滋賀県管工事業協同組合連合会）〔滋賀県〕	応急復旧等	滋賀県
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県電業協会）〔滋賀県〕	応急救援活動	滋賀県
災害時における被災者に対する旅館ホテルの入浴施設の提供に関する協定〔滋賀県〕	応急救援活動	滋賀県
災害時における交通及び地域安全の確保等の業務に関する協定書（滋賀県警備業協会）〔滋賀県〕	安全確保	滋賀県

【参考文献 1 大津市国民保護協議会条例】（平成18年3月17日）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、大津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考文献 2 大津市国民保護対策本部及び大津市緊急対処事態対策本部条例】
(平成18年3月17日)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大津市国民保護対策本部(以下「保護対策本部」という。)及び大津市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 大津市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、保護対策本部の事務を総括する。

2 大津市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 大津市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、保護対策本部の事務に従事する。

4 保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本市の職員のうちから本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 保護対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の保護対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 保護対策本部の事務を処理するため、総務部に事務局を置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(大津市緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、大津市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考文献3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抜粋)】

(平成16年6月18日法律第112号)

(最近改正平成18年12月22日法律第118号)

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。)及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 助役

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

【参考文献 4 ジュネーブ諸条約及び追加議定書の主な内容】

条 約	条文数	保護対象	適用期間
第 1 条約	64	軍隊構成員の傷病者、衛生要員、宗教要員、衛生施設、衛生用輸送手段等	条約の保護対象者が敵の権力内に陥ってから、送還が完全に完了するまで
第 2 条約	63	軍隊構成員の傷病者、難船者、衛生要員、宗教要員、病院船等	海上で戦闘が行われている間（上陸した後は第 1 条約が適用される）
第 3 条約	143	捕虜	敵の権力内に陥ってから、最終的に解放され、送還されるまで
第 4 条約	159	紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等	紛争又は占領の開始時から、原則として軍事行動の全般的終了時まで

(1) 条約の適用事態（共通第 2 条）

これらの条約は「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」に適用される。

(2) 傷病者等の保護

各紛争当事国に対し、武力紛争時に発生する傷病者、難船者、死者等への適切な保護と看護を施すことを義務づけている。

(3) 衛生要員・衛生施設の保護

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生要員、衛生施設（部隊）、医療用輸送手段（病院船、衛生航空機を含む）等を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、保護しなければならない旨規定している。

(4) 赤十字標章等の濫用防止

赤十字、赤新月等の特殊標章を保護すべき標章と定め、衛生要員、衛生施設等に所定の方法によって表示することとされている。また、このような保護を実効的ならしめるため、締約国は、これらの特殊標章の濫用を防止するために必要な措置をとらなければならないとされている。

(5) 捕虜の待遇

捕虜については、これを人道的に待遇しなければならないとされており、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関して、第 3 条約に詳細な規定が置かれている。

具体的には、捕虜を抑留する間の宿舍、食糧、被服、医療・衛生等に関する待遇、捕虜の金銭収入（俸給、労賃の支払、補償の請求等）、捕虜の通信・救済品等、捕虜に対する刑罰・懲戒罰の付与などについて規定している。

(6) 文民の保護

武力紛争時又は占領の場合における文民の保護に関して、第 4 条約に詳細な規定が置かれている。（第 4 条約にいう文民とは、基本的には、武力紛争時又は占領の場合において紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（「被保護者」）を指す。）

(7) 重大な違反行為の防止

ジュネーブ諸条約では、条約の実施を確保するためにその規定に違反する行為のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め、締約国に対して、重大な違反行為に対する有効な刑罰を定

めるため必要な立法を行うこと、重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査すること、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起すること等を義務づけている（いわゆる普遍的管轄権の設定）。

第1 追加議定書の主な内容

国際的な武力紛争につき、1949年のジュネーブ諸条約の内容を「補完・拡充」し、新たな規定を追加。

第二次世界大戦以降、民族解放戦争・ゲリラ戦の増大など武力紛争の形態が多様化し、軍事技術が発達した等の現代的状況に対応するため、1977年に作成。全102条。

(1) 総則（第1編）

(イ) 適用事態（第1条）

1)「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び2)「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」(ジュネーブ諸条約共通第2条に定められた事態)に、3)「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争」(いわゆる民族解放戦争)を含むものとして、これら1)～3)の事態に対して適用。

(ロ) 適用期間（第3条）

上記(イ)の武力紛争や占領が発生したときから、軍事行動の全般的終了時、占領の終了時、又は捕虜等の解放・送還等の時まで適用。

(2) 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の保護（第2編）

傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の特別の保護の対象を、ジュネーブ諸条約よりも拡大。

基本的に軍人・軍用物に限定されていた保護を、文民・民用物も含むように拡大。

(主な規定)

- ・ 傷病者・難船者の尊重・保護（第10条）
- ・ 医療組織の尊重・保護（第12-14条）
- ・ 軍の医療要員以外の医療要員等の尊重・保護（第15条）
- ・ 医療要員等、医療組織、医療用輸送手段の識別（第18条）
- ・ 医療用車両の尊重・保護（第21条）
- ・ 病院船等の尊重・保護（第22-23条）
- ・ 医療用航空機の尊重・保護（第24-31条）
- ・ 行方不明者の扱い（第33条）
- ・ 遺体の扱い（第34条）

(3) 戦闘の方法及び手段の規制（第3編第1部）

「戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」(第35条1)としつつ、紛争当事者の戦闘の方法及び手段に対し一定の規制を加える。

(主な規定)

- ・ 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器等の使用禁止（第35条2）
- ・ 自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害を与える戦闘の方法・手段の禁止（第35条3）
- ・ 背信行為の禁止（第37条）
- ・ 標章等の不当な使用の禁止（第38-39条）
- ・ 戦闘外にある敵の保護（第41条）
- ・ 遭難航空機から降下する者の保護（第42条）

(4) 戦闘員及び捕虜の範囲（第3編第2部）

戦闘員は、敵の権力内に陥れば捕虜となる。

捕虜の待遇の詳細は、第三条約で規定。

「民族解放戦線」の兵士やその他の不正規兵（いわゆる「ゲリラ」）にも戦闘員資格を付与。他方、文民たる住民からの区別義務を規定。

区別義務は、一定の場合に緩和され、武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持。

（その他の主な規定）

- ・ 間諜（第 46 条）
- ・ 傭兵（第 47 条）

（5）文民たる住民の保護（第 4 編）

（イ）敵対行為の影響からの文民たる住民の保護

軍事目標主義（軍事行動は軍事目標のみを対象とする）の基本原則を確認（第 48 条）、文民に対する攻撃の禁止（第 51 条 2）、無差別攻撃の禁止（第 51 条 4 - 5）、民用物の攻撃の禁止（第 52 条 1）、攻撃の際の予防措置（第 57 条）等に関し詳細に規定。

（その他の主な規定）

- ・ 文化財・礼拝所の保護（第 53 条）
- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 54 条）
- ・ 自然環境の保護（第 55 条）
- ・ 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）
- ・ 無防備地区（第 59 条）
- ・ 非武装地帯（第 60 条）

（ロ）「文民保護」要員等の保護

この議定書上、「文民保護」を、敵対行為又は災害の危険から文民たる住民を保護・援助するための人道的任務を行うことと定義。

具体的には、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、灯火管制に係る措置の実施、救助、医療及び宗教上の援助、消火、危険地域の探知及び表示、汚染の除去、収容施設及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務。

この任務に携わる「文民保護組織」の要員・物品等に関し特別の保護を規定。

（主な規定）

- ・ 文民保護要員等の保護（第 62、63、65 条）
- ・ 文民保護要員等の識別（第 66 条）
- ・ 文民保護組織に配属された軍隊構成員等（第 67 条）

（ハ）女子・児童等の保護

紛争当事者の権力内に陥った者に対する最低限の待遇の保障（第 75 条）

女子の特別の保護（第 76-77 条）、児童の特別の保護・児童の避難（第 77-78 条）等に関する規定がある。

（6）「重大な違反行為」の追加・拡大（第 5 編第 2 部）

締約国は、この議定書の「重大な違反行為」を処罰するために必要な立法を行うとともに、容疑者の国籍・犯罪地を問わず、「引渡ししか処罰か」の義務を負う（いわゆる普遍的管轄権）。（ジュネーヴ諸条約の「重大な違反行為」の類型を拡大・追加。）

（イ）殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大（第 85 条 2）

（ロ）新たな「重大な違反行為」の追加

（A）この議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第 85 条 3）

- （a）文民に対する攻撃
- （b）文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃
- （c）危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原発）に対する攻撃

- (d) 無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃
- (e) 戦闘外にある者に対する攻撃
- (f) 赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用
- (B) 諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる次の行為(第85条4)
 - (a) 占領国による、自国住民の占領地域への移送、占領地域住民の追放又は移送
 - (b) 捕虜・文民の送還の不当な遅延
 - (c) アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づく非人道的な慣行
 - (d) 特別の保護が与えられている歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を攻撃し広範に破壊すること(軍事的に利用されている場合を除く)
 - (e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと
- (C) 権力内にある者に対する、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置(第11条)
- (7) 国際事実調査委員会の設置(第5編第2部)

ジュネーヴ諸条約及びこの議定書の著しい違反とされる事実について調査する等のため、個人の資格の15名の委員からなる常設の国際事実調査委員会を設置(第90条)。

第2 追加議定書の主な内容

ジュネーヴ諸条約では非国際的な武力紛争については1カ条(共通第3条)のみであった規定を「補完・拡充」したものを。

非国際的な武力紛争(いわゆる内乱等)における犠牲者の保護等について規定。

第二次世界大戦以降のいわゆる内戦・内乱の増大という現代的状況に対応するため、1977年に作成。全28条。

(1) 適用事態(第1編)

国際的な武力紛争でなく、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反体制派の軍隊その他の組織された武装集団(持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの)との間に生ずるすべての武力紛争に適用(同条1)。暴動、独立の又は散発的な暴力行為等、武力紛争でない国内的な騒乱及び緊張の事態には適用されない(同条2)。

(2) 人道的待遇(第2編)

敵対行為に直接参加していない者に対する人道的な待遇(第4条1)等を規定。

(主な規定)

- ・ 児童に対する特別の保護(第4条3)
- ・ 武力紛争に関係する理由で自由を奪われた者の扱い(第5条)
- ・ 武力紛争に関係する犯罪を訴追・処罰する際の諸原則(第6条)

(3) 傷病者、難船者等の保護(第3編)

傷病者、難船者、医療要員等の尊重・保護等を規定。

(主な規定)

- ・ 傷病者・難船者の尊重・保護(第7条)
- ・ 傷病者・難船者等の搜索・収容等(第8条)
- ・ 医療要員・宗教要員の尊重・保護(第9条)
- ・ 医療活動の保護(第10条)
- ・ 医療組織・医療用輸送手段の保護(第11条)
- ・ 特殊標章の使用・尊重(第12条)

(4) 文民たる住民の保護(第4編)

軍事行動から生ずる危険からの文民の一般的保護、攻撃の禁止(第13条)等を規定。

(主な規定)

- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護(第14条)

- ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 15 条）
- ・文化財及び礼拝所の保護（第 16 条）
- ・文民の強制的移動の禁止（第 17 条）
- ・救済団体及び救済活動の保障（第 18 条）

【参考文献 5 武力紛争の際の文化財の保護のための条約（抄）】

締約国は、

文化財が最近の武力紛争の間に重大な損害を被っていること及び交戦技術の発達のため文化財の破壊の危険が増大していることを確認し、各国民が世界の文化に貢献しているのであるから、いかなる国民に帰属する文化財に対する損害も全人類の文化遺産に対する損害を意味するものであることを確認し、文化的遺産の保存が世界のすべての国民にとって多大の重要性を有すること及びこの遺産に国民的保護を与えることを考慮し、一八九九年及び、一九〇七年のヘーグ条約並びに一九三五年四月一五日のワシントン条約において確保された武力紛争の間における文化財の保護に関する諸原則を指針とし、このような保護が、平和時にその組織化のための国内性及び国際的措置が執られていない限り、効果的でありえないと認め、文化財を保護するため可能なすべての措置を執ることを決意して、

次の条項を確認した。

第一章 保護に関する一般協定

第一条（文化財の定義）

この条約の適用上、「文化財」とは、その源又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

- (a) 各国民が受け継ぐべき文化的遺産にとってただの重要性を有する次のような動産又は不動産建築上、芸術上又は歴史上記念すべき物（宗教的であると否を問わない）
 - 考古学的遺産
 - 全体として歴史的又は芸術的に意義のある建物群
 - 美術品
 - 芸術的、歴史的又は考古学的に意義のある書跡、書籍その他の芸術
 - 科学的収集、書籍若しくは記録の重要な収集又は前掲の財の複製品の重要な収集
- (b) 博物館、図書館、記録保管所その他の建造物であって、(a)に定める動産文化財を保存し、又は展覽することを主要なかつ実効的な目的とするもの及び(a)に定める動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設
- (c) (a)及び(b)に定める文化財が多数所在する集中地区（以下「文化財集中地区」という。）

第二条（文化財の保護）

この条約の適用上、文化財の保護とは、文化財を保全し、及び尊重することをいう。

第三条（文化財の保全）

締約国は、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予測される影響に対して保全することを、適当と認める措置を執ることにより平和時に用意することを約束する。

第四条（文化財の尊重）

- 1 締約国は、武力紛争の際に破壊又は損傷を受ける危険がある目的に自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その直接の周辺及びその保護のために使用される施設を使用しないようにすることにより、並びにその文化財に向けていかなる敵対行為も行わないようにすることにより、その文化財を尊重することを約束する。
- 2 本条 1 に定める義務は、真にやむを得ない事実上の必要がある場合にのみ免れることができる。
- 3 締約国は、また、文化財のいかなる形における窃盗、略奪又は文化財のいかなる野蛮な行為を禁止し、防止し、及び必要があるときは停止させることを約束する。締約国は、他の締約国の領域内に所在する動産文化財を徴発してはならない。
- 4 締約国は、文化財に対し復讐手段としていかなる行為を持ってはならない。
- 5 締約国は、他の締約国が第三条の保全措置を実施しなかったという事実を理由として、当該他の締約国に関し、本条に規定する義務を免れることはできない。

第五条（占領）

- 1 締約国は、他の締約国の領域の全部又は一部を占領した場合においては、被占領国の文化財の保全及び保存につき、その被占領国の権限のある機関をできる限り援助しなければならない。
- 2 占領地域内にある文化財で軍事行動によって損傷を受けたものを保存するために措置を執る必要がある場合において、被占領国の権限のある機関がその措置を執ることができないとき

は、占有国は、できる限り、かつ、その被占領国の機関と密接に協力して、最も必要な保存価値を執らなければならない。

- 3 締約国であって、その政府が対敵抵抗運動を行う者によって正統政府と認められているものは、可能な場合には、この条約の文化財の尊重に関する規定に従う義務についてこれらの注意を喚起しなければならない。

第六条（文化財の標識の表示）

文化財には、その識別を容易にするため、第一六条の規定に従い標識を附することができる。

第七条（軍事上の措置）

- 1 締約国は、平和時に、この条約の遵守を確保するような規定を軍事上の規則又は訓令の中に入ること並びにその軍隊の構成員の間にすべての国民の文化及び文化財に対する尊重の精神を育成することを約束する。
- 2 締約国は、文化財の尊重を有すること及び、文化財の保全につき責任を有する文民機関と協力することを任務とする機関又は専門職員を、平和時に、自国の軍隊中に設置し、又はその措置を計画することを約束する。

第二章 特別措置

第八条（特別保護の付与）

- 1 動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設、文化財集中地区及び他の非常に重要な不動産文化財は、次の要件を満たす場合には、その数を限定して特別保護の下におくことができる。
 - (a) 大きい工業地区又は攻撃を受けやすい地点たる必要な軍事目標（たとえば、飛行機、放送局、国防のために使用される施設、比較的重要な港若しくは停車場又は交通幹線）から妥当な距離に所在すること。
 - (b) 軍事上の目的に使用されていないこと。
- 2 動産文化財のための避難施設は、爆弾によって害を受けるおそれのまったくないように造られているような場合には、その所在のいかんを問わず、特別保護の下に置くことができる。
- 3 文化財集中地区は、軍事要員又は軍事資材の移動のため利用される場合においては、通過のため利用されるときでも、軍事上の目的に使用されるものとみなされる。軍事行動上、軍事要員の駐留又は軍事資源の生産のいずれかに直接関係がある文化財集中地区内で行われる場合にも、同様とする。
- 4 特別に権限を付与された武装監視人が本条 1 に掲げる文化財を警衛すること又は公の秩序の維持を通常の任務とする警備隊がその近傍に所在することによっては、その文化財は軍事上の目的に使用されているものとみなされていない。
- 5 本条 1 に掲げる文化財が同項にいう重要な軍事目標の近辺に所在する場合においても、保護を要請する締約国が武力紛争の際にその軍事目標を使用しないことを約束するとき、及び特に港、停車場又は飛行場についてはその締約国がすべての運輸を他に転換することを約束し、かつ、その転換を平和時に用意するときは、その文化財を特別保護の下に置くことができる。
- 6 特別保護は、文化財が「特別保護文化財団国際登録簿」されることによりその文化財に対して与えられる。この登録は、この条約の実施規則に定める条件に基づいてのみ行われるものとする。

第九条（特別保護の下にある文化財の不可侵）

締約国は、国際登録簿への登録が効力を生ずる時から、特別保護の下にある文化財に向けていかなる敵対行為をも行わないようにするることにより、及び特殊保護の下にある文化財は又はその周辺を、第八条 5 に規定する場合を除くほか、軍事上の目的にしないようにすることにより、その文化財の不可侵を確保することを約束する。

第一〇条（表示及び管理）

特別保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第一六条の識別標識により表示されるものとし、かつ、この条約の実施規則に定める国際管理の下に置かれるものとする。

第一一条（不可侵の停止）

- 1 締約国の一が、特別保護の下にあるいずれかの文化財に関し、第九条の規定する義務に違反したときは、敵対国はこの違反が継続する間、その文化財を確保する義務を免れるものとする。

ただし、敵対国は、可能なときはあらかじめ、その違反行為を相当な期間内に終止するように要請しなければならない。

- 2 本条1に定める場合を除くほか、特別保護の下にある文化財の不可侵は、避けることができない軍事上の必要がある例外的な場合においてのみ、停止されるものとする。その必要の有無は、師団以上の大きさの部隊の指揮官のみが認定することができる。事情が許すときは、敵対国は、不可侵を停止する決定について、相当な期間の事前の通告を受けるものとする。
- 3 不可侵を停止する国は、できる限りすみやかに、この条約の実施規則に定める文化的管理間に対し、その旨を理由を記した書面により通告しなければならない。

第三章 文化財の輸送

第一二条（特別保護の下における輸送）

- 1 もっぱら文化財を移動するための輸送は、一領域内で行われるものであると他の領域に向けて行われるものであるとを問わず、関係締約国の要請により、この条約の実施規則に定める条約に従って特別保護の下に行うことができる。
- 2 特別保護の下にある輸送は、前記の実施規則に定める国際的監督の下に行い、かつ、この輸送には、第一六条の識別標識を掲示しなければならない。
- 3 締約国は、いかなる敵対行為をも特別保護の下における輸送に向けて行わないようにしなければならない。

第一三条（緊急の場合における輸送）

- 1 締約国が、特に武力紛争の初めに当たり、ある文化財の安全のためその移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるため第一二条に定める手続きによることができないような場合であると認められるときには、すでに第一二条に定める不可侵の要請が行われ、かつ、拒否されている場合を除くほか、その輸送には、第一六条の識別標識を掲示することができる。この移動については、できる限り、敵対国に通告しなければならない、ただし、他国の領域への文化財の輸送には、不可侵が明示的に認められないときは、識別標識を掲示することができない。
- 2 締約国は、本条1の輸送であって識別標識を掲示しているものに向けて敵対行為が行われているようにするため必要な予防措置をできる限り執るものとする。

第一四条（押収、拿捕及び捕獲からの不可侵）

- 1 次のものに押収、捕獲又は拿捕からの不可侵を認めるものとする。
 - (a) 第十二条又は第一三条に定める保護の利益を受ける文化財
 - (b) もっぱら文化財を移動するための輸送手段
- 2 本条の規定は、臨検及び検索の権利制限するものではない。

第四章 要員

第一五条（要員）

安全保障上の利益に反しない限り、文化財の保護に携わる要員は、文化財の利益のために尊重されるものとし、敵対国の権力内に陥った場合において、その者が責任を有する文化財も敵対国の権力内に陥ったときは、自己の責務を引き継ぎ遂行することを許されるものとする。

第一六条（条約の標識）

- 1 この条約に定める識別標識は、下方がとがり、かつ、青色面と白色面とで斜め十字に四分された楕（一角がその楕の先端を形成する生青色の正方形、その正方形の上方の三角形及び両側にある一個ずつの白色の三角形からなっているもの）の形をしたものとする。
- 2 この標識は、第一七条に定める条件に基づき、一個のみで、又は三個を三角状（一個の楕を下方に置く。）に並べて使用する。

第一七条

- 1 三個並べて用いる識別標識は、次のものを表示する手段としてのみ使用することができる。
 - (a) 特別保護の下にある不動産文化財
 - (b) 第一二条及び第一三条に定める条件に基づく臨時避難施設
 - (c) この条約の実施規則に定める条件に基づく文化財の輸送
- 2 一個のみの識別標識は、次のものを表示する手段としてのみ使用されることができる。

- (a) 特別保護の下にない文化財
 - (b) この条約の実施規則に従い管理の任にあたる者
 - (c) 文化財の保護に携わる要員
 - (d) この条約の実施規則に定める身分証明書
- 3 武力紛争の間、この識別標識の使用は、本条 1 及び 2 に定める場合を除き禁止され、また、この識別標識に類似する標識の使用は、目的のいかんを問わず禁止される。
 - 4 識別標識は、締約国の権限にある機関が正当に日付を付して書名した証書が同時に掲示されていない場合には、いかなる不動産文化財に対しても附することができない。

第六章 条約の適用範囲

第一八条（条約の適用）

- 1 この条約は、平和時に実施すべき規定のほか、宣戦布告があった戦争その他の締約国の間に生ずる武力紛争の場合において、それらの締約国の一又は二以上が戦争状態を承認しているとの否を問わず、適用する。
- 2 この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が抵抗力を受けると否を問わず、適用する。
- 3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である諸国は、その相互の関係においては、この条約によって拘束されるものとする。さらに、これらの諸国は、締約国でない紛争当事国の一がこの条約の規定を受諾する旨を宣言してその規定を適用する間、その国との関係においても、この条約によって拘束されるものとする。

第一九条（国際的性質を有しない紛争）

- 1 締約国の一領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。
- 2 紛争当事者は、特別の協定によって、この条約の他の規定の全部又は一部を実現することに努めなければならない。
- 3 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、その役務を紛争当事者に提供することができる。
- 4 前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第七章 条約の実施

第二一条（利益保護国）

この条約及びその実施規則の適用は、紛争当事国の利益の保全の任に当たる利益保護国と協力して行われるものとする。

第二二条（調停の手続き）

- 1 利益保護国は、文化財の利益にあると認めるすべての場合、特にこの条約又はその実施規則の規定の適用又は解釈に関して紛争当事者で意見が一致しない場合には、周施をするものとする。
- 2 このため、各利益保護国は、紛争当事国の一若しくはユネスコ事務局長の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、適当に選ばれた中立の地域で、紛争当事国の代表者、特に文化財の保護につき責任を有する機関が会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対する会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、中立国に属する者又はユネスコ事務局長の提示するもので、前記の会合に議長として参加するように招請されるべきものの氏名を、紛争当事国に提示して、その承認を求めなければならない。

第二三条（ユネスコの援助）

- 1 締約国その文化財の保護を組織化するに当り、又はこの条約若しくはその実施規則の適用から生ずる他のすべての問題に関し、ユネスコに技術援助を求めることができる。ユネスコは、その事業計画及び資力の範囲内でこの援助を与えなければならない。
- 2 ユネスコは、自己の発意により、前記の事項について提案を締約国に対して行う権限を有する。

大津市国民保護計画

【資料編】

作 成 平成 19 年 2 月
修 正 平成 22 年 4 月
編集：大津市
庶務：大津市総務部危機・防災対策課
大津市御陵町 3 番 1 号
TEL 077-528-2616 (ﾀﾞｲﾚｸﾄ)
E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp
